

令和3年度
(2021年度)

新型コロナウイルス感染症に関する取組

八王子市

あなたのみちも、
あるけるまち。  **八王子**

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症の市内発生状況.....	1
2. 国・東京都・八王子市の主な動き	4
3. 新型コロナウイルス感染症関連経費.....	12
4. 減額・免除・猶予	38
5. 執行体制強化.....	41
6. 新型コロナウイルスワクチン接種	47
7. 緊急事態宣言発出等に伴う対応.....	51
8. 広報・啓発	69
9. イベント等の開催状況	73
10. 新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンター受付状況 ..	74
11. 寄附の状況.....	75
12. 新型コロナウイルス感染症対策本部会議.....	76

1. 新型コロナウイルス感染症の市内発生状況

令和3年度(2021年度)は、第4波(アルファ株)、第5波(デルタ株)、第6波(オミクロン株)と感染の波が来るたびにその規模は大きくなった。本市の1日の新規感染者数は第5波の令和3年(2021年)8月17日に257人、第6波の令和4年(2022年)2月16日には689人に上った。

【令和3年度(2021年度)】計 36,886人

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				14	11	12
4	5	6	7	8	9	10
4	13	13	28	17	15	18
11	12	13	14	15	16	17
13	11	21	20	25	45	8
18	19	20	21	22	23	24
21	15	16	18	14	15	16
25	26	27	28	29	30	
8	19	20	43	26	36	

日	月	火	水	木	金	土
						1
						25
2	3	4	5	6	7	8
52	11	17	12	21	36	44
9	10	11	12	13	14	15
33	29	25	25	19	35	17
16	17	18	19	20	21	22
11	12	17	13	29	24	18
23	24	25	26	27	28	29
15	22	15	19	15	11	9
30	31					
6	8					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		5	7	12	7	11
6	7	8	9	10	11	12
7	2	14	11	2	12	3
13	14	15	16	17	18	19
5	7	5	6	11	3	5
20	21	22	23	24	25	26
8	12	8	6	11	18	11
27	28	29	30			
6	3	13	27			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				9	5	19
4	5	6	7	8	9	10
4	8	8	13	15	11	10
11	12	13	14	15	16	17
6	15	24	20	22	20	14
18	19	20	21	22	23	24
18	18	46	39	35	15	40
25	26	27	28	29	30	31
30	71	57	79	73	79	71

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
37	75	132	85	137	127	134
8	9	10	11	12	13	14
71	31	114	219	210	133	149
15	16	17	18	19	20	21
75	162	257	191	174	159	145
22	23	24	25	26	27	28
39	138	160	165	100	115	107
29	30	31				
29	98	81				

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			104	72	83	47
5	6	7	8	9	10	11
30	56	97	47	37	29	29
12	13	14	15	16	17	18
13	26	34	21	14	26	18
19	20	21	22	23	24	25
8	7	15	24	2	14	14
26	27	28	29	30		
3	4	7	9	6		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					1	
3	4	5	6	7	8	9
4		5	2	1	3	
10	11	12	13	14	15	16
1	1	1		2		1
17	18	19	20	21	22	23
		1			1	2
24	25	26	27	28	29	30
2		1	1	2	2	1
31						
1						

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
						1
7	8	9	10	11	12	13
	1	1	3		2	1
14	15	16	17	18	19	20
		1				2
21	22	23	24	25	26	27
		1	1			
28	29	30				
	1	2				

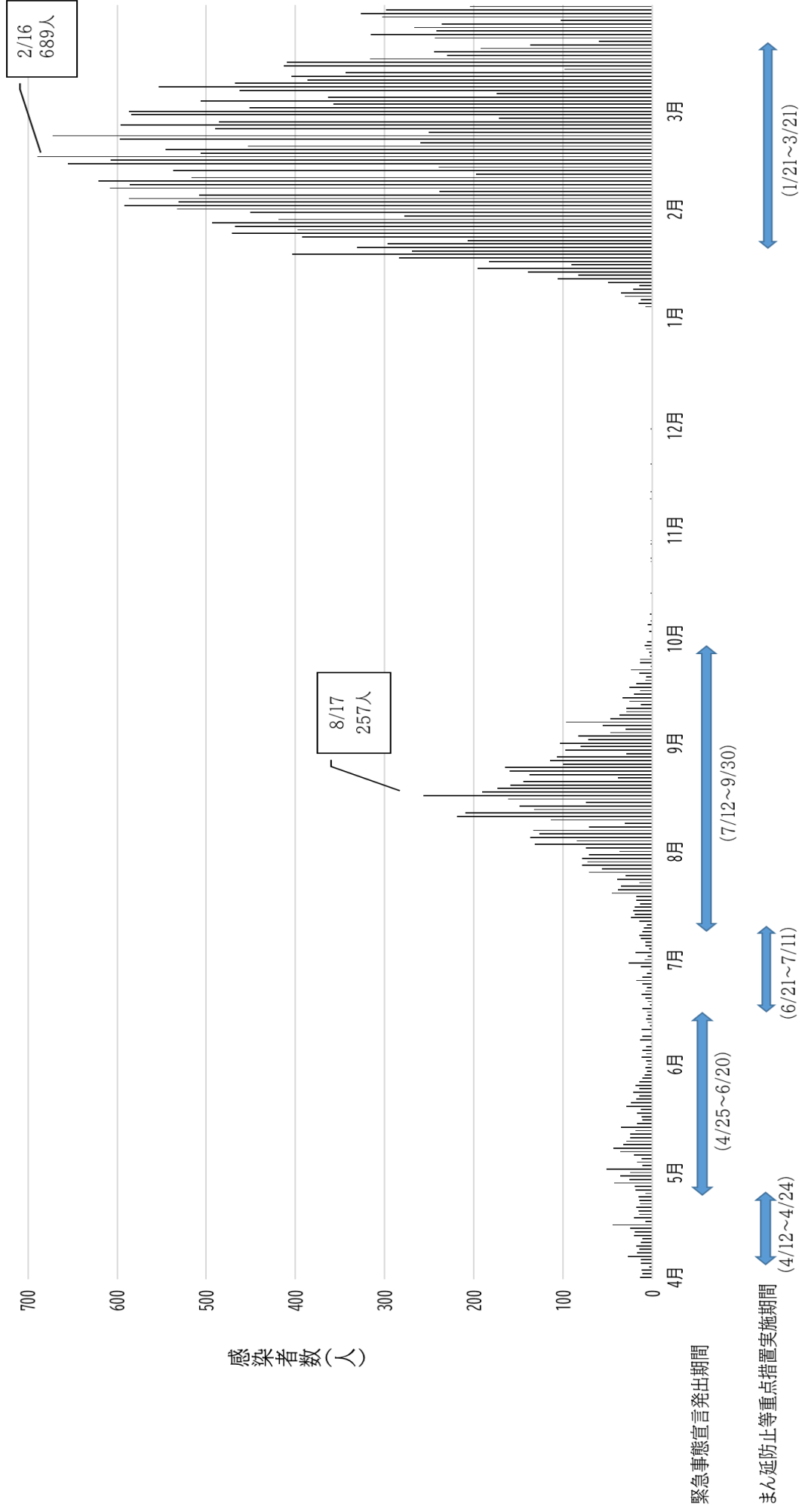
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	1		1			
12	13	14	15	16	17	18
1						
19	20	21	22	23	24	25
	1		1	1		1
26	27	28	29	30	31	
			1	1	1	

日	月	火	水	木	金	土
						1
						1
2	3	4	5	6	7	8
1	1	8	16	13	31	35
9	10	11	12	13	14	15
22	15	50	106	83	140	196
16	17	18	19	20	21	22
91	183	284	404	270	331	297
23	24	25	26	27	28	29
207	393	471	398	468	494	419
30	31					
278	451					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		533	592	531	587	508
6	7	8	9	10	11	12
239	608	586	621	517	198	537
13	14	15	16	17	18	19
240	655	607	689	506	546	453
20	21	22	23	24	25	26
260	597	672	251	490	596	486
27	28					
172	584					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		587	452	358	506	364
6	7	8	9	10	11	12
175	463	553	468	387	405	344
13	14	15	16	17	18	19
99	413	410	317	230	245	193
20	21	22	23	24	25	26
137	60	244	316	242	267	236
27	28	29	30	31		
103	303	327	299	205		

感染者の推移(令和3年度)

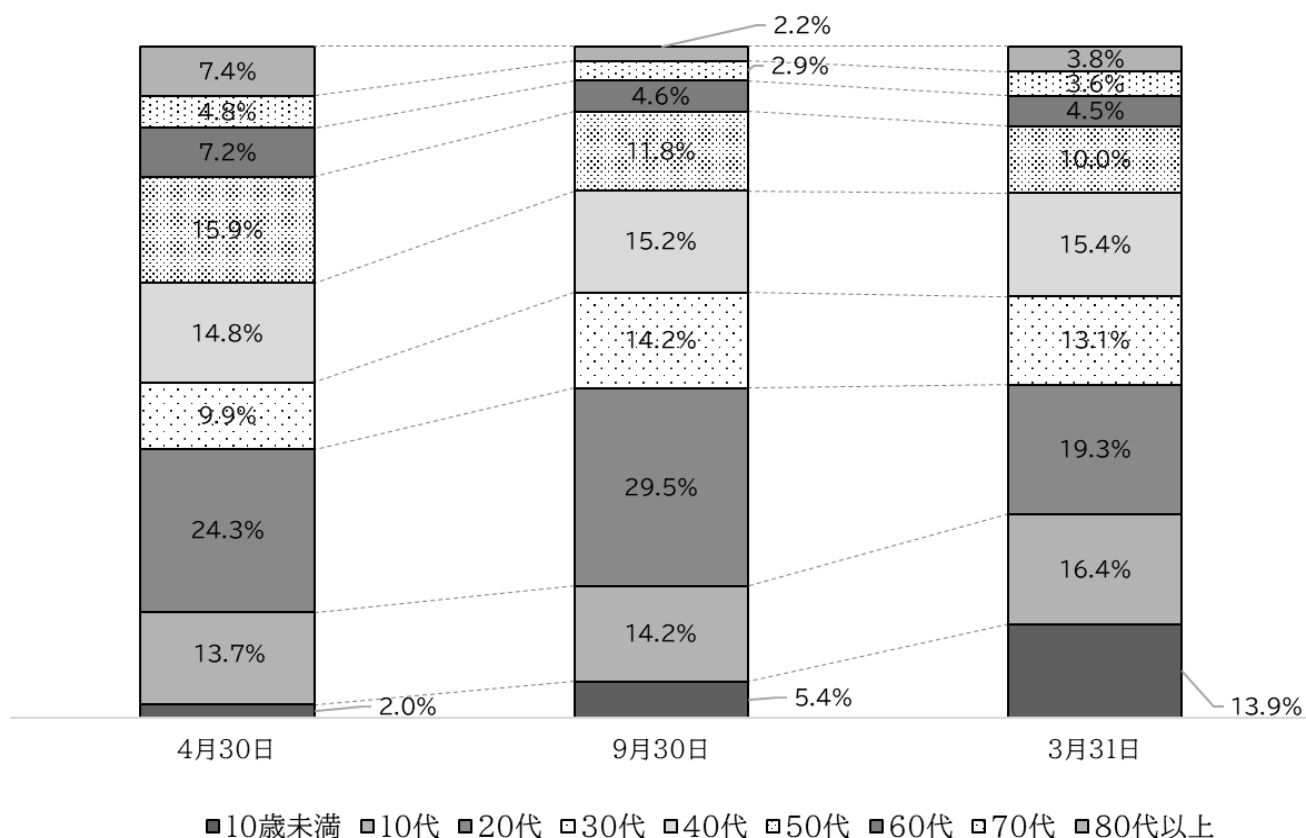


感染者の状況

(単位:人)

		4月30日現在	9月30日現在	3月31日現在
年代別 感染者数 (人)	10歳未満	11 (2.0%)	383 (5.4%)	5,131 (13.9%)
	10代	76 (13.7%)	1,007 (14.2%)	6,067 (16.4%)
	20代	135 (24.3%)	2,095 (29.5%)	7,112 (19.3%)
	30代	55 (9.9%)	1,005 (14.2%)	4,834 (13.1%)
	40代	82 (14.8%)	1,081 (15.2%)	5,669 (15.4%)
	50代	88 (15.9%)	834 (11.8%)	3,699 (10.0%)
	60代	40 (7.2%)	325 (4.6%)	1,664 (4.5%)
	70代	27 (4.8%)	202 (2.9%)	1,319 (3.6%)
	80代	30 (5.4%)	124 (1.7%)	969 (2.6%)
	90代	11 (2.0%)	39 (0.5%)	404 (1.1%)
	100歳以上	0 (0.0%)	2 (0.0%)	18 (0.1%)
	合計	555	7,097	36,886

感染者の状況(年代別割合)



2. 国・東京都・八王子市の主な動き

国・東京都・八王子市の動き(主なもの)

国		東京都		八王子市	
令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)	
4/1	まん延防止等重点措置に関する公示 区域:宮城県、大阪府、兵庫県 期間:4/5~5/5	令和2年度 3/24	「リバウンド防止期間における東京都の対応」発表 期間:4/1~4/21	4/5	ワクチン接種予約開始 (午前9時から先着順)
4/9	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県 期間(東京都):4/12~5/11	4/9	「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」発表 区域:23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市 期間:4/12~5/11		
		4/9	新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算専決処分	4/12	「まん延防止等重点措置の適用による対応について」決定
4/16	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県 期間(東京都):4/12~5/11			4/12	高齢者(65歳以上)へのワクチン接種開始
				4/12	菅総理・河野大臣による本庁舎接種会場視察
				4/16	令和3年度4月補正予算専決処分
4/23	緊急事態宣言発出(4/25~5/11)	4/23	「東京都における緊急事態措置等」発表(4/25~5/11) (日中も含めた不要不急の外出自粛、施設の使用停止の要請等)	4/23	「緊急事態宣言発出に伴う対応について」決定
4/23	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県	4/23	緊急事態措置の適用に係る補正予算専決処分		

国		東京都		八王子市	
令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)	
5/7	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(5/11⇒5/31)	5/7	「東京都における緊急事態措置等」発表(5/12～5/31) (日中も含めた不要不急の外出自粛、施設の使用停止の要請、規模要件(人数上限・収容率)に沿ったイベント開催等)		
	区域:東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県				
5/7	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更	5/7	緊急事態措置の延長等に係る補正予算専決処分		
	区域:北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、愛媛県、沖縄県			5/11	「緊急事態宣言期間延長に伴う対応について」決定
5/14	緊急事態宣言の区域変更				
	区域:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県				
5/14	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更				
	区域:群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県、沖縄県				
		5/18	市内に軽症者等療養ホテルを開設 (八王子スカイホテル)		
5/21	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更				
	区域:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県				
5/21	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更				
	区域:群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、熊本県				
5/28	緊急事態宣言の期間延長(5/31⇒6/20)	5/28	「東京都における緊急事態措置等」発表(6/1～6/20) (日中も含めた不要不急の外出自粛、百貨店等の休業要請(平日は時間短縮要請、土日は休業要請)など)		
	区域:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県				
5/28	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更	5/28	緊急事態措置の延長に係る補正予算専決処分		
	区域:群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、熊本県			5/29	「緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について」決定

国		東京都		八王子市	
令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)	
6/10	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県	6/7	令和3年第2回定例会補正予算成立	6/1	新型コロナウイルスワクチン接種体制整備担当部長の配置(健康医療部長が兼務)
6/17	沖縄県を除く9都道府県の緊急事態宣言の解除を決定(6/20終了)			6/1	高齢者・障害者施設ワクチン接種担当課長の配置(高齢者いきいき課長が兼務)
6/17	沖縄県は7/11まで まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 期間(東京都):6/21~7/11	6/18	「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」発表 区域:23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町 期間:6/21~7/11	6/11	PCR外来閉所
6/18		6/18	まん延防止等重点措置の適用に係る補正予算専決処分	6/19	「緊急事態宣言解除(まん延防止等重点措置に移行)に伴う対応について」決定
7/8	緊急事態宣言発出(7/12~8/22)	7/8	「東京都における緊急事態措置等」発表(7/12~8/22) (日中も含めた不要不急の外出・移動自粛、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に休業要請、規模要件等(人数上限、収容率等)に沿ったイベント開催等)	6/21	「市政運営の基本的な考え方について」一部変更
7/8	区域:東京都、沖縄県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府	7/8	緊急事態措置の適用に係る補正予算専決処分	6/24	令和3年度6月補正及び6月補正(追加)予算成立
				7/1	子育て世帯生活支援特別給付金担当課長の配置
				7/9	「緊急事態宣言に伴う対応について」決定

国		東京都		八王子市	
令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)	
7/30	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(8/22⇒8/31)	7/30	「東京都における緊急事態措置等」発表(期間延長:8/22⇒8/31)		
7/30	区域:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県			7/31	「緊急事態宣言期間延長に伴う対応について」決定
8/5	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県、熊本県			8/16	八王子市新型コロナウイルス感染症地域医療体制支援拠点を設置
8/17	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(8/31⇒9/12)	8/17	「東京都における緊急事態措置等」発表(期間延長:8/31⇒9/12)		
8/17	区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県			8/18	「緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について」決定
		8/20	令和3年第2回臨時会補正予算成立		
8/25	緊急事態宣言の区域変更 区域:北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県	8/24	「TOKYO入院待機ステーション」を設置 設置場所:永生病院内 設置規模:16床		
8/25	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県				

国		東京都		八王子市	
令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)	
9/9	緊急事態宣言の期間延長及び区域変更(9/12⇒9/30)	9/9	「東京都における緊急事態措置等」発表(期間延長:9/12⇒9/30)		
9/9	区域:北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県 まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	9/9	緊急事態措置の延長に係る補正予算専決処分	9/10	「緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について」決定
9/28	緊急事態宣言の解除を決定(9/30緊急事態の終了)	9/28	「東京都におけるリバウンド防止措置」発表 期間:10/1～10/24	9/22	令和3年度9月補正予算成立
9/28	9/30をもって、まん延防止等重点措置の終了			9/28	「緊急事態宣言解除に伴う対応について」決定
				9/30	八王子市新型コロナウイルス感染症地域医療体制支援拠点の終了
		10/13	令和3年第3回定例会補正予算成立	10/1	保健所サテライト施設の設置
		10/18	市内軽症者等療養ホテルを閉所 (八王子スカイホテル)	10/12	令和3年度9月(追加)補正予算成立
		10/21	「基本的対策徹底期間における対応」発表 期間:10/25～11/30	10/22	「基本的対策徹底期間における対応について」決定
				11/15	新型コロナウイルスワクチン接種調整担当課長の配置
				11/15	障害者施設ワクチン接種担当課長の配置(障害者福祉課長が兼務)
11/19	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定			11/15	高齢者・障害者施設ワクチン接種担当課長を高齢者施設ワクチン接種担当課長に変更(高齢者いきいき課長が兼務)

国	東京都	八王子市
令和3年度(2021年度)	令和3年度(2021年度)	令和3年度(2021年度)
<p>12/20 令和3年度補正予算成立</p> <p>1/7 まん延防止等重点措置に関する公示 区域: 広島県、山口県、沖縄県 期間: 1/9~1/31</p> <p>1/19 まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域: 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県 期間(東京都): 1/21~2/13</p> <p>1/25 まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域: 北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 期間:(東京都)1/21~2/13</p>	<p>11/25 「基本的対策徹底期間における対応」発表 期間: 12/1から「レベル1」の状況にある間</p> <p>12/15 令和3年第4回定例会補正予算成立</p> <p>1/7 「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」発表 期間: 1/11~1/31</p> <p>1/19 「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」発表 区域: 都内全域 期間: 1/21~2/13</p>	<p>11/26 令和3年度11月補正予算専決処分</p> <p>11/29 「基本的対策徹底期間における対応について」決定</p> <p>11/29 子育て・生活支援給付金担当課長の配置</p> <p>11/29 マイナンバーカード利活用推進担当主幹の配置</p> <p>12/17 令和3年度11月補正予算成立</p> <p>12/21 令和3年度12月補正予算専決処分</p> <p>1/20 「まん延防止等重点措置の適用による対応について」決定</p> <p>1/20 八王子市新型コロナウイルス感染症地域医療体制支援拠点を再設置</p>

国		東京都		八王子市	
令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)	
2/3	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更</p> <p>区域:北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>期間:(東京都)1/21~2/13</p>			2/1	<p>八王子駅南口総合事務所及び八王子市図書館全館の開所(開館)時間変更</p> <p>期間:2/1~2/28</p> <p>時間:17時まで短縮</p>
2/10	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更</p> <p>区域:北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>期間:(東京都)1/21~3/6</p>	2/10	<p>「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」発表</p> <p>期間延長:2/13⇒3/6</p>	2/10	<p>「まん延防止等重点措置期間延長による対応について」決定</p>
2/18	<p>まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更</p> <p>区域:北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県</p> <p>期間:(東京都)1/21~3/6</p>				

国		東京都		八王子市	
令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)		令和3年度(2021年度)	
3/4	まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更 区域:北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県 期間:(東京都)1/21~3/21	3/4	「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」発表 期間延長:3/6⇒3/21	3/4	「まん延防止等重点措置期間再延長による対応について」決定
3/17	まん延防止等重点措置の終了に関する公示 ・3/21をもって、まん延防止等重点措置の終了	3/17	「リバウンド警戒期間における取組」発表 期間:3/22~4/24	3/4	令和3年度2月補正予算成立
3/22	令和4年度予算成立			3/18	「リバウンド警戒期間における取組に伴う対応について」決定
		3/25	令和4年度予算成立	3/22	八王子市新型コロナウイルス感染症地域医療体制支援拠点の終了
				3/28	令和4年度予算成立

3. 新型コロナウイルス感染症関連経費

令和3年度(2021年度)は、9次にわたり補正予算を編成し、感染拡大状況や市民生活等に及ぼす影響に応じた対策・支援を実施した。

新型コロナウイルス感染症取組一覧

基本方針1 新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守る

取組No	取組	ページ	補正等	所管
1	コミュニティFMを活用した情報発信	15	R2繰越	広報プロモーション課
2	避難所における簡易型避難テントの配備【繰越明許費設定】	15	当初 2月補正	防災課
3	感染症拡大防止の普及啓発	15	—	
4	高齢者施設等が行ったPCR検査等の費用補助	15	—	高齢者いきいき課
5	障害福祉サービス事業所等へのサービス継続支援	16	当初	障害者福祉課
6	福祉避難所における感染防止屋内テントの配備	16	R2繰越	
7	救護施設及び無料低額宿泊所の衛生用品等購入費補助	16	当初	生活福祉総務課
8	PCR外来の設置・運営	16	当初	健康医療政策課
9	医療提供体制の機能維持	17		
10	集団接種会場での接種が困難な方への対応(訪問接種)	17	9月補正	
11	中核病院に対する機器整備費用等の補助	18	当初 11月補正	
12	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費【繰越明許費設定】	18	当初 6月補正 9月補正 11月補正 2月補正 R2繰越	
13	個別訪問時の新型コロナウイルス感染症の感染防止対応	18	当初	大横保健福祉センター、 南大沢保健福祉センター
14	新型コロナウイルス感染症予防普及啓発	19	—	保健総務課
15	PCR検査検体搬送、入院医療費の公費負担及び自宅療養者への支援等	19	当初 6月補正 9月補正 11月補正	保健対策課
16	新型コロナウイルス感染者対応業務の一部委託化	19	11月補正	
17	集団感染が発生した施設への専門家派遣	20	R2繰越	
18	自宅療養者の容態変化の早期把握及び適切な医療受診の体制整備	20		
19	保育所等の感染防止対策(衛生用品購入及び事業継続経費等)	20	当初	子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、放課後児童支援課
20	保育士、幼稚園教諭、母子生活支援施設職員、学童保育所職員等の処遇改善経費	20	2月補正	子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、子育て支援課、放課後児童支援課
21	感染症対策等の学校教育活動継続支援	21	11月補正 R2繰越	教育総務課
22	抗原検査キットの購入	21	—	教職員課
23	こども科学館利用者の感染防止対策	21	当初	こども科学館
24	市民センター図書館への図書除菌機の配備	21	2月補正	図書館課

基本方針2 一人ひとりの暮らしの安全・安心の確保に向けた、市民生活・地域経済支援

取組No	取 組	ページ	補正等	所 管
25	ふるさと納税代行業務委託(新型コロナウイルス感染症対策支援寄附分)	22	2月補正	広報プロモーション課
26	医療従事者等へのエールカード及び八王子ゆかりの品の送付	22	R2繰越	
27	マイナポイント予約・申込支援窓口の開設	22	当初	デジタル推進室
28	新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンターの体制強化	22	当初	広聴課
29	休館等に伴う影響額の補填	23	2月補正	学園都市文化課、健康医療政策課、スポーツ施設管理課
30	高齢者世帯へのエアコン購入費補助	23	R2繰越	高齢者福祉課
31	就労系障害福祉サービス事業者に対する支援	23	2月補正	障害者福祉課
32	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給【繰越明許費設定】	23	12月補正	生活自立支援課
33	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給【繰越明許費設定】	24	6月補正 12月補正	
34	住居確保給付金の支給	24	9月補正	
35	フードバンク団体に対する食品購入費補助【繰越明許費設定】	24	2月補正 R2繰越	
36	傷病手当金の支給	25	—	保険年金課
37	1歳未満の子どもを養育する家庭に対する子育て支援	25	R2繰越	大横保健福祉センター
38	特定不妊治療に要する費用の一部助成	25	当初	保健対策課
39	子育て世帯へのエアコン購入費補助	26	R2繰越	子どものしあわせ課
40	ひとり親家庭へパソコン・通信環境を貸し出すテレワーク就業支援	26	当初	子育て支援課
41	子育て世帯生活支援特別給付金の支給	26	4月補正 6月補正	
42	子育て世帯(18歳までの子どもがいる世帯)への臨時特別給付金の支給【繰越明許費設定】	27	11月補正 12月補正	
43	里帰り出産ができない妊産婦に対する育児等支援サービス利用料補助	27	当初	子ども家庭支援センター
44	出産前後の家庭や多胎児家庭に対するヘルパー派遣	27		
45	虐待リスクの高い児童等への見守り体制強化	27	R2繰越	
46	中小企業への設備修繕・法定点検に係る費用等補助	28	当初	産業振興推進課
47	市内小規模事業者の経営相談体制の強化	28		
48	中小企業への売上向上につながるセミナー・相談会の実施	28		
49	民間企業へのサテライトオフィス設置費の一部補助	28		
50	飲食店認証制度事業及びキャッシュレス決済ポイント還元事業の実施【繰越明許費設定】	29	9月補正 2月補正	
51	事業継続緊急支援金支給	29	9月補正 R2繰越	
52	日本遺産構成文化財の魅力を体験できる体験型モニターツアーの実施	29	R2繰越	観光課
53	省エネエアコン購入費用補助	29	R2繰越	環境政策課
54	ワークスペース設置改修工事費の補助	30	当初	住宅政策課
55	新型コロナウイルス感染症経済対策(道路の改良整備等前倒し実施)	30	当初	建設課

取組No	取 組	ページ	補正等	所 管
56	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学級閉鎖食材費負担金の支給	30	当初	学校給食課
57	GIGAスクールにおいて必要となる通信料の支給	31	当初	学務課
58	移動教室及び修学旅行のキャンセル代に係る保護者負担軽減	31	—	

基本方針3 市民とともに、今の経験を力に変えていくために

取組No	取 組	ページ	補正等	所 管
59	チャットボットシステムの導入	32	当初	デジタル推進室
60	オンライン手続システムの導入	32		
61	テレワーク端末等の整備	32		
62	AI-OCR及びRPAの活用	33		
63	デジタル推進専門官の任用	33		
64	無害化機能付きファイル交換サービスの導入	33		
65	夢美術館へのキャッシュレス決済の導入	33	当初	学園都市文化課
66	各種証明のコンビニ交付等の導入	34	当初	住民税課、市民課
67	手数料徴収のキャッシュレス化	34	当初	住民税課、市民生活課、市民課
68	個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の収納方法のキャッシュレス化	34	当初	収納課
69	Web口座振替受付サービスの導入	34	当初	介護保険課
70	ビデオ通話による聴覚障害者の問合せ対応	35	当初	障害者福祉課
71	妊産婦等へのオンライン保健指導等	35	当初	大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター
72	オンライン講義の運用	35	当初	看護専門学校総務課
73	保護者が来園せずにオンライン申請・情報収集できる環境構築	35	当初	子どもの教育・保育推進課
74	双方向通訳デバイスの活用	36		
75	ごみ・資源物の出し方変更周知動画の作成	36	当初	ごみ減量対策課
76	市議会クラウド型情報共有会議システムの導入	36	当初	庶務調査課
77	GIGAスクールの運用	36	当初 9月補正	教育指導課
78	GIGAスクールに対応したネットワーク環境整備(教育センター)	37	当初	
79	指導者用デジタル教科書の導入	37		
80	券売機のキャッシュレス決済対応	37	当初	こども科学館

取組		コミュニティFMを活用した情報発信			所管課	広報プロモーション課
1	事務事業名	広報活動			主要な施策ページ	177
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	1,029,600	1,020,000				9,600
	実施状況	市民への感染拡大防止に関する情報発信を緊急的に強化するため、コミュニティFMを活用して幅広く新型コロナウイルス感染症に関連する情報を発信した。 ラジオ番組制作及び放送業務委託料:1,029,600円 週3回、1回あたり5分(通年のラジオ番組を拡大して放送) 期間:令和3年4月~9月				
取組		避難所における簡易型避難テントの配備【繰越明許費設定】			所管課	防災課
2	事務事業名	防災倉庫整備			主要な施策ページ	428・429
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,410,650		1,205,000			1,205,650
	実施状況	避難所における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、簡易型避難テントを追加配備した。 簡易型避難テント購入費(450張):2,410,650円 ※令和3年度内での事業完了が不可能なことから、繰越明許費を設定して事業費を令和4年度に繰り越した。				
取組		感染症拡大防止の普及啓発			所管課	防災課
3	事務事業名	防災意識市民啓発			主要な施策ページ	427・428
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	550,000		550,000			
	実施状況	新型コロナウイルス感染症拡大防止の啓発動画を作成、放映し、市民周知を行った。 啓発動画制作及び放送業務委託:550,000円				
取組		高齢者施設等が行ったPCR検査等の費用補助			所管課	高齢者いきいき課
4	事務事業名	新型コロナウイルス感染症緊急対応介護サービス支援			主要な施策ページ	268
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,442,000		2,442,000			
	実施状況	高齢者施設等が従事者及び利用者に対して実施した、行政検査に該当しない方へのPCR検査等に要する費用の補助を行った。 PCR検査:12事業所、2,250,000円 抗原検査:5事業所、192,000円				

取 組		障害福祉サービス事業所等へのサービス継続支援			所管課	障害者福祉課
5	事務事業名	新型コロナウイルス感染症緊急対応障害者福祉サービス支援			主要な施策ページ	256
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	1,913,000	1,275,000				638,000
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに、障害福祉サービス事業所等が利用者にサービスを継続して提供できるよう補助を行った。</p> <p>実施期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 支給件数：14件</p>				
取 組		福祉避難所における感染防止用屋内テントの配備			所管課	障害者福祉課
6	事務事業名	福祉避難所の整備			主要な施策ページ	255
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	3,661,900	3,600,000				61,900
	実施状況	<p>福祉避難所における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、簡易型避難テントを配備した。</p> <p>簡易型避難テント購入費(500張)：3,661,900円</p>				
取 組		救護施設及び無料低額宿泊所の衛生用品等購入費補助			所管課	生活福祉総務課
7	事務事業名	保護施設等感染防止対策			主要な施策ページ	303
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,150,000		1,612,000			538,000
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急に必要となる感染防止用のマスクや消毒液等の保健衛生用品について、市内救護施設及び無料低額宿泊所が購入する経費の補助を行った。</p> <p>救護施設(2施設)：2,094,000円 無料低額宿泊所(2施設)：56,000円</p>				
取 組		PCR外来の設置・運営			所管課	健康医療政策課
8	事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備			主要な施策ページ	333
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	6,478,810	3,239,405				3,239,405
	実施状況	<p>感染の疑いのある市民が適切な医療を受けられるようにするため、PCR外来を設置し、診療・検査体制を確保した。</p> <p>PCR外来開設期間：令和3年4月1日～令和3年6月11日 PCR外来設置・運営等委託料：6,478,150円</p>				

取 組		医療提供体制の機能維持			所管課	健康医療政策課
9	事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備			主要な施策ページ	333・334
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	27,735,807	11,440,000	12,861,900			3,433,907
	実施状況	<p>医療提供体制の機能の維持を図るため「八王子市新型コロナウイルス感染症地域医療体制支援拠点」を設置したほか、患者の転院支援等を行った。</p> <p>①医療機関や高齢者施設等を対象としたWebセミナーを4回行った。 <目的>市内の医療・介護・教育現場における新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、情報の共有 <内容>市内の医療・介護・教育現場で働く方を対象に、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で治療にあたる医師・看護師等を講師とするWebセミナーを実施し、事務局である市内1病院に補助金を支出した。 <新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備事業補助金> 3,590,979円</p> <p>②介助者の陽性等により居場所確保が必要な高齢者の居場所を確保した。 <実施件数>1件 <実施期間>令和3年4月1日～令和4年3月31日 <新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備事業補助金>2,220,000円</p> <p>③地域医療体制支援拠点を設置し、急増する自宅療養者が安心して療養できる体制を確保した。 <実施期間>1回目 令和3年8月16日～令和3年9月30日 2回目 令和4年1月20日～令和4年3月22日 <運営体制>災害医療コーディネーター、支援調整アドバイザー、医療機関職員、市職員（保健師及び事務職）等で構成 <主な支出額> 災害医療コーディネーター報酬（支援拠点従事分）2人：2,546,000円 地域医療体制支援拠点運営費負担金：6,729,742円</p> <p>④市内医療提供体制を確保するため、患者等の転院を支援した。 <実施期間>令和3年4月1日～令和3年9月30日及び 令和4年1月20日～令和4年3月31日 <支給医療機関数>延65医療機関 <新型コロナウイルス感染症患者転院受入協力金>2,470,000円（@38,000円）</p> <p>⑤市内医療提供体制を確保するため、介護医療院への一時転所を支援した。 <実施期間>令和4年3月1日～令和4年3月31日 <支給施設数>1施設 <八王子市高齢者施設入所者一時転所受入協力金>1,950,000円</p> <p>⑥これまでの取り組みを検証・評価するとともに、今後の健康危機時における医療提供体制整備に対するコンサルティング業務を委託した。 <健康危機管理における医療体制整備に向けたコンサルティング業務委託料> 7,700,000円</p>				
取 組		集団接種会場での接種が困難な方への対応（訪問接種）			所管課	健康医療政策課
10	事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備			主要な施策ページ	333・334
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,570,700	2,120,400				450,300
	実施状況	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種について、在宅療養患者など集団接種会場での接種が困難な方に対し、八王子市医師会と連携してきめ細かな対応を行った。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種地域医療体制確保協力金：2,570,700円 支給医療機関：延451医療機関</p>				

取組		中核病院に対する機器整備費用等の補助			所管課	健康医療政策課																																									
11	事務事業名	地域医療体制整備			主要な施策ページ	328																																									
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源																																									
	111,218,200	111,218,200																																													
	実施状況	<p>地域医療体制の充実を図るため、多くの患者を受け入れる中核病院に対し、診療等に必要な機器を整備する費用等について補助を行った。</p> <p>補助金額 東京医科大学八王子医療センター:56,298,200円 東海大学医学部付属八王子病院:54,920,000円</p>																																													
取組		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費【繰越明許費設定】			所管課	健康医療政策課																																									
12	事務事業名	新型コロナウイルス予防接種			主要な施策ページ	308																																									
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源																																									
	6,309,874,648	6,302,418,056			7,456,592																																										
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の発症・重症化予防及びまん延を防止するため、「予防接種法の臨時接種に関する特例」に基づく新型コロナウイルスワクチンの接種を行った。</p> <p>接種者数:初回接種 1回目・458,798人、2回目・450,154人 追加接種 3回目・246,582人 会計年度任用職員(アシスタント職6人)報酬等:8,267,484円 職員時間外勤務手当:14,286,775円 郵送料(984,616通):87,872,946円 集団接種会場接種業務委託料(運営及び個別接種含む):5,466,299,299円 接種券作成・コールセンター・予約サイト運営等業務委託料:618,015,642円</p> <p>※令和3年度内での事業完了が不可能なことから、繰越明許費を設定して事業費を令和4年度に繰り越した。</p> <p>集団接種会場の延運営数及び延接種者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会場延運営数</td> <td>会場 8</td> <td>会場 161</td> <td>会場 203</td> <td>会場 137</td> <td>会場 226</td> <td>会場 176</td> <td>会場 170</td> <td>会場 83</td> <td>会場 74</td> <td>会場 93</td> <td>会場 310</td> <td>会場 390</td> <td>会場 2,031</td> </tr> <tr> <td>延接種者数</td> <td>人 1,879</td> <td>人 82,645</td> <td>人 138,024</td> <td>人 82,930</td> <td>人 170,083</td> <td>人 132,446</td> <td>人 76,221</td> <td>人 18,664</td> <td>人 13,844</td> <td>人 23,723</td> <td>人 135,840</td> <td>人 153,845</td> <td>人 1,030,144</td> </tr> </tbody> </table>					月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	会場延運営数	会場 8	会場 161	会場 203	会場 137	会場 226	会場 176	会場 170	会場 83	会場 74	会場 93	会場 310	会場 390	会場 2,031	延接種者数	人 1,879	人 82,645	人 138,024	人 82,930	人 170,083	人 132,446	人 76,221	人 18,664	人 13,844	人 23,723	人 135,840	人 153,845
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																		
会場延運営数	会場 8	会場 161	会場 203	会場 137	会場 226	会場 176	会場 170	会場 83	会場 74	会場 93	会場 310	会場 390	会場 2,031																																		
延接種者数	人 1,879	人 82,645	人 138,024	人 82,930	人 170,083	人 132,446	人 76,221	人 18,664	人 13,844	人 23,723	人 135,840	人 153,845	人 1,030,144																																		
取組		個別訪問時の新型コロナウイルス感染症の感染防止対応			所管課	大横保健福祉センター、 南大沢保健福祉センター																																									
13	事務事業名	母子保健			主要な施策ページ	321・323																																									
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源																																									
	47,877	31,667				16,210																																									
	実施状況	<p>妊娠期から生後4か月までの育児不安の高い時期に保健師及び助産師による個別訪問を行い、安心して育児が行えるよう支援をしたが、個別訪問時に必要となる手指消毒液及びサージカルマスクを購入した。</p> <p>手指消毒液購入費:34,677円 サージカルマスク購入費:13,200円</p>																																													

取 組		新型コロナウイルス感染症予防普及啓発			所管課	保健総務課
14	事務事業名	いきいき健康づくり			主要な施策ページ	326
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	101,167		101,100			67
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症予防における正しい知識や情報についてチラシを作成し、町会自治会連合会や高齢者サロン等の市民活動または高齢者あんしん相談センター等の関係機関等にチラシの配布を行い、市民周知を図った。</p> <p>チラシ作成費(印刷用トナー・A4用紙):52,987円 普及啓発物品(チラシポケット付き不織布マスク):48,180円</p>				
取 組		PCR検査検体搬送、入院医療費の公費負担及び自宅療養者への支援等			所管課	保健対策課
15	事務事業名	感染症対策			主要な施策ページ	313
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	288,513,558	190,281,118	14,660,000			83,572,440
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症が疑われる方への迅速な対応及び入院勧告による入院患者への必要な治療を行うため、PCR検査検体の搬送や入院医療費の公費負担等を行った。</p> <p>会計年度任用職員(専門職1人、アシスタント職26人(通年10人、臨時16人))報酬等:21,777,238円 入院患者等移送費:31,436,990円 検体搬送業務委託料:2,185,260円 入院医療費の公費負担:226,103,060円 自宅療養者食料購入費:374,800円</p>				
取 組		新型コロナウイルス感染者対応業務の一部委託化			所管課	保健対策課
16	事務事業名	感染症対策			主要な施策ページ	313・314
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	115,478,261		115,478,000			261
	実施状況	<p>新型コロナウイルスの感染が拡大した場合でも速やかに健康観察を行い、市民の生命を守る体制を構築するため、事務の一部を委託した。</p> <p>新型コロナウイルス感染者対応業務委託料:109,298,972円 期間:令和3年12月18日～令和4年3月31日 週7日(土日祝含む)9時～18時 従事者34名(管理者2名、看護師20名、事務12名) 新型コロナウイルス感染者SMS送信業務委託料:165,641円 期間:令和4年1月31日～3月31日 送信件数:21,512件 新型コロナウイルス療養証明専用コールセンター業務委託料:2,472,913円 期間:令和4年3月8日～3月31日 平日(祝日除く)9時～17時 回線数 4回線 委託業務用PCライセンス使用料:3,236,750円</p>				

取組		集団感染が発生した施設への専門家派遣			所管課	保健対策課
17	事務事業名	感染症対策			主要な施策ページ	313
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	160,000	160,000				
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した施設等に対して専門家を派遣し、感染症対策指導等を行った。</p> <p>施設等における感染対策指導謝礼:160,000円 派遣件数:5件 謝礼金額:基本単価10,000円+加算[(準夜帯)10,000円、(深夜帯)20,000円、(往診)30,000円]</p>				
取組		自宅療養者の容態変化の早期把握及び適切な医療受診の体制整備			所管課	保健対策課
18	事務事業名	感染症対策			主要な施策ページ	313
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	26,573,570	22,850,000				3,723,570
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅で療養されている方について、容態の変化を早期に把握するとともに、適切な医療を受けられる体制を整備した。</p> <p>自宅療養患者診察謝礼:5,160,000円 パルスオキシメーター購入費(100個):550,000円 感染症患者移送料:16,593,840円 パルスオキシメーター集配業務委託料:3,115,630円</p>				
取組		保育所等の感染防止対策(衛生用品購入及び事業継続経費等)			所管課	子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、放課後児童支援課
19	事務事業名	市立保育所の管理運営、保育サービスの推進、地域子ども・子育て支援、ひとり親家庭の自立促進、子ども家庭支援センターの管理運営、子育て親子支援、学童保育所の管理運営			主要な施策ページ	292・275・281・287・298・271・295
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	83,127,193	68,020,000	8,290,000			6,817,193
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育所等におけるマスクや消毒液の購入経費及び職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費等を補助・購入した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策消耗品・備品購入 (公立保育所(17施設)、民間保育所(87施設)、認定こども園(11施設)、幼稚園(27施設)、家庭的保育(11施設)、小規模保育(5施設)、事業所内保育(5施設)、認証保育所(5施設)、認可外保育施設(20施設)、病児保育(1施設)、母子生活支援施設(1施設)、親子ふれあい広場、親子つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業、学童保育所(90施設))</p>				
取組		保育士、幼稚園教諭、母子生活支援施設職員、学童保育所職員等の処遇改善経費			所管課	子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、子育て支援課、放課後児童支援課
20	事務事業名	処遇改善経費			主要な施策ページ	275・277~280・289・292・295
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	64,370,769	62,852,149	1,518,620			
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、保育士、幼稚園教諭、母子生活支援施設職員、学童保育所職員等の処遇改善を図った。</p> <p>対象職種:保育士、幼稚園教諭等(132施設、55,164,169円) 母子生活支援施設従事者(1施設、235,000円) 学童保育所指導員(90施設、8,971,600円)</p>				

取 組		感染症対策等の学校教育活動継続支援			所管課	教育総務課
21	事務事業名	物品の整備			主要な施策ページ	446・454
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	138,779,582	138,778,000				1,582
	実施状況	<p>小・中・義務教育学校における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底が求められることなどを踏まえ、感染症対策等に必要の対策を行った。</p> <p>対策内容:小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策の強化 保健衛生用品等 小学校分:92,010,431円 中学校分:46,769,151円</p>				
取 組		抗原検査キットの購入			所管課	教職員課
22	事務事業名	教職員の健康診断			主要な施策ページ	451・460
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	311,850					311,850
	実施状況	<p>濃厚接触者に特定された社会機能維持者に該当する小・中・義務教育学校の教職員の自宅待機期間の短縮を行うために抗原検査キットを購入した。</p> <p>小学校:抗原検査キット購入費:207,900円 中学校:抗原検査キット購入費:103,950円</p>				
取 組		こども科学館利用者の感染防止対策			所管課	こども科学館
23	事務事業名	こども科学館管理運営			主要な施策ページ	485
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	720,807	720,403				404
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染防止のため、衛生用品等の購入を行った。</p> <p>購入物品:手指消毒用アルコール、検温機能付消毒液噴霧器(1本)、ソーシャルディスタンスシール(150枚)、非接触体温計(2本)など</p>				
取 組		市民センター図書館への図書除菌機の配備			所管課	図書館課
24	事務事業名	市民センター図書館管理運営			主要な施策ページ	483
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	5,656,200	2,830,000				2,826,200
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大を予防し、清潔、安全、快適に図書館の資料を利用できるようにするため、全市民センター図書館に図書除菌機を導入した。</p> <p>図書除菌機 5台:5,225,000円(1台:1,045,000円) 除菌機消耗品:431,200円</p>				

取組		ふるさと納税代行業務委託(新型コロナウイルス感染症対策支援寄附分)			所管課	広報プロモーション課
25	事務事業名	ふるさと納税			主要な施策ページ	190・191
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	8,515,616				8,515,616	
	実施状況	新型コロナウイルス感染症対策に活用するための寄附をふるさと納税で募集した。 ふるさと納税代行業務委託料:8,442,135円 郵便後納料等:73,481円				
取組		医療従事者等へのエールカード及び八王子ゆかりの品の送付			所管課	広報プロモーション課
26	事務事業名	都市の魅力の創造・発信			主要な施策ページ	190
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	32,445,052				23,879,107	8,565,945
	実施状況	新型コロナウイルス対応の最前線で市民の命を守る医療活動を応援するため、市内外から寄せられた「新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金」を活用して、医療従事者等への感謝のメッセージを市民から募り、八王子ゆかりの品とともに「八王子エール便」として送付した。 「八王子エール便」に係る業務委託:32,350,466円 郵便後納料:94,586円 送付数:4,044件				
取組		マイナポイント予約・申込支援窓口の開設			所管課	デジタル推進室
27	事務事業名	住民情報ネットワークシステムの運営			主要な施策ページ	197・198
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	81,466,000	81,466,000				
	実施状況	国の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」であるマイナポイント事業の実施期間の延長に伴い、マイナポイント専用窓口を開設した。 窓口設置期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日 窓口設置場所:本庁舎、八王子駅南口総合事務所、南大沢事務所、浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所 マイナポイント予約・申込支援等業務委託料:81,466,000円 延利用件数:14,711件				
取組		新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンターの体制強化			所管課	広聴課
28	事務事業名	広聴活動			主要な施策ページ	177・178
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	12,335,520		12,335,000			520
	実施状況	新型コロナウイルス感染症に関する相談に加え、様々な生活支援に係る問合せに対応するため、総合コールセンターの体制を強化した。 会計年度任用職員(専門職4人)報酬等:12,335,520円				

取組		休館等に伴う影響額の補填			所管課	学園都市文化課、健康医療政策課、スポーツ施設管理課
29	事務事業名	指定管理者による市施設の管理運営			主要な施策ページ	217・218・305・493
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	14,820,790					14,820,790
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として休館や利用時間の短縮等を行った施設における減収等の一部を負担した。</p> <p>市民会館(J:COMホール八王子):8,835,207円 戸吹湯ったり館:4,292,724円 甲の原体育館:1,692,859円</p>				
取組		高齢者世帯へのエアコン購入費補助			所管課	高齢者福祉課
30	事務事業名	高齢者在宅生活支援サービス			主要な施策ページ	261・263
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,000,000	1,600,000				400,000
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた外出自粛により、在宅時間が増加している高齢者世帯のエアコン使用に伴う家計負担の軽減及び二酸化炭素排出量削減を図るため、省エネ性能が高いエアコンの購入費用の一部を補助した。</p> <p>省エネ家電推進事業補助金(高齢者世帯加算):2,000,000円 補助世帯数:100世帯 対象世帯:65歳以上のひとり暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯 申請期間:令和3年4月1日～9月30日 補助金額:2万円/世帯</p>				
取組		就労系障害福祉サービス事業者に対する支援			所管課	障害者福祉課
31	事務事業名	新型コロナウイルス感染症緊急対応障害者福祉サービス支援			主要な施策ページ	256
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	210,000	140,000				70,000
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対し、障害者の就労の維持・確保等のため、新たな生産活動への転換や販路開拓等に必要となる費用を助成した。</p> <p>実施期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日 交付事業所:1事業所 1件あたりの助成額:210,000円</p>				
取組		住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給【繰越明許費設定】			所管課	生活自立支援課
32	事務事業名	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金			主要な施策ページ	246・247
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	4,194,578,089	4,194,578,089				
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面した市民の生活や暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給した。</p> <p>支給世帯数:住民税非課税世帯等 40,690世帯 給付額:1世帯あたり100,000円 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金:4,069,000,000円 ソフトウェアライセンス料:7,370,000円 コールセンター・申請受付業務等委託料:110,141,133円</p> <p>※令和3年度内での事業完了が不可能なことから、繰越明許費を設定して事業費を令和4年度に繰り越した。</p>				

	取組	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給【繰越明許費設定】			所管課	生活自立支援課
33	事務事業名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(生活困窮者の自立支援)			主要な施策ページ	245
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	228,444,624	228,444,624				
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には生活保護の利用につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給した。また、申請期間の延長、対象者の拡大及び再支給を行った。</p> <p>支給額:単身世帯6万円/月、2人世帯8万円/月、3人以上世帯10万円/月 支給期間:3か月 支給件数:1,127件(初回885件、再支給242件) 令和3年度総支給額:204,560,000円 申請受付審査補助業務等委託料:22,772,731円</p> <p>※令和3年度内での事業完了が不可能なことから、繰越明許費を設定して事業費を令和4年度に繰り越した。</p>				
	取組	住居確保給付金の支給			所管課	生活自立支援課
34	事務事業名	生活困窮者の自立支援			主要な施策ページ	242・243
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	115,653,160	86,739,870				28,913,290
	実施状況	<p>就労能力及び就労意欲のある離職者及び休業等に伴う減収者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行った。</p> <p>支給上限額:単身世帯 53,700円、2人世帯 64,000円、3人世帯 69,800円 支給期間:3か月 支給件数:178件(新規)、135件(延長)、107件(再延長)、78件(再々延長)、193件(特例再申請) 令和3年度総支給額:115,653,160円</p>				
	取組	フードバンク団体に対する食品購入費補助【繰越明許費設定】			所管課	生活自立支援課
35	事務事業名	生活困窮者への緊急食品支援			主要な施策ページ	247
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,160,000				2,160,000	
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離職または収入が減少し、生活に困窮している市民を支援するため、市内外から寄せられた「新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金」を活用し、市内で活動するフードバンク団体に食品購入費を補助した。</p> <p>補助対象期間:令和3年4～9月 補助額:月額 120,000円/団体 補助額:特定非営利活動法人 フードバンク八王子えがお 720,000円 一般社団法人 フードバンク八王子 720,000円 特定非営利活動法人 フードバンクTAMA 720,000円</p> <p>※令和3年度内での事業完了が不可能なことから、繰越明許費を設定して事業費を令和4年度に繰り越した。</p>				

	取組	傷病手当金の支給			所管課	保険年金課
36	事務事業名	傷病手当金			主要な施策ページ	518
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	5,062,879		3,949,000			1,113,879
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者が休業しやすい環境を整備し、感染症の拡大を防止するため、休業した者に対して傷病手当金を支給した。</p> <p>対象者：新型コロナウイルス感染症に感染した者等で給与の支払いを受けている者 支給対象日数：労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数 （休業開始から3日を除く） 1日当たりの支給額：対象者の1日当たり給与支給相当額×2/3（上限30,887円） 適用期間：令和2年1月1日～令和4年9月30日 支給件数：80件 支給金額：5,062,879円</p> <p>※「一般財源」は国民健康保険事業特別会計における一般会計繰入金の額</p>				
	取組	1歳未満の子どもを養育する家庭に対する子育て支援			所管課	大横保健福祉センター
37	事務事業名	乳児家庭支援金給付事業			主要な施策ページ	326・327
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	171,420,659	117,022,000				54,398,659
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を要する厳しい環境の下で、不安を抱えながら出産と子育てを行っている1歳未満の子どもを養育する家庭に対し、本市独自に乳児家庭支援金（非現金・キャッシュレス）を給付した。</p> <p>乳児家庭支援金（プリペイドカード）給付等業務委託料：169,517,866円 給付対象者：令和2年6月1日から令和3年3月31日に生まれた子どもを養育する家庭 給付額：子ども一人あたり 10万円 給付対象家庭：1,669世帯 会計年度任用職員（アシスタント職）報酬等：1,899,592円</p>				
	取組	特定不妊治療に要する費用の一部助成			所管課	保健対策課
38	事務事業名	母子保健			主要な施策ページ	325
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	238,935,641	238,935,000				641
	実施状況	<p>特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図った。</p> <p>助成費：300,000円（治療ステージA,B,D,E及び男性不妊治療）710件、208,509,461円 100,000円（治療ステージC,F）229件、22,545,697円 会計年度任用職員（専門職2人）報酬等：6,829,080円 システム改修委託料：935,000円</p>				

	取 組	子育て世帯へのエアコン購入費補助			所管課	子どものしあわせ課
39	事務事業名	子育て親子支援			主要な施策ページ	272
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,000,000	1,600,000				400,000
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた外出自粛により、在宅時間が増加している子育て世帯のエアコン使用に伴う家計負担の軽減及び二酸化炭素排出量削減を図るため、省エネ性能が高いエアコンの購入費用の一部を補助した。</p> <p>省エネ家電推進事業補助金(子育て世帯加算):2,000,000円 対象世帯:妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯 申請期間:令和3年4月1日~9月30日 補助金額:2万円/世帯 補助世帯数:100世帯</p>				
	取 組	ひとり親家庭へパソコン・通信環境を貸し出すテレワーク就業支援			所管課	子育て支援課
40	事務事業名	ひとり親家庭の自立促進			主要な施策ページ	287・288
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	13,425,000	6,712,000				6,713,000
	実施状況	<p>「新しい生活様式」に対応するため、就業・自立支援センター事業により、テレワークによる働き方を希望するひとり親家庭の親に対し、必要な知識・スキルの習得を目指す訓練を提供し、就職・転職を支援した。</p> <p>就業・自立支援センター事業委託料(テレワーク推進事業を含む):13,425,000円 テレワーク支援事業支援人数:30人</p>				
	取 組	子育て世帯生活支援特別給付金の支給			所管課	子育て支援課
41	事務事業名	ひとり親家庭の自立促進、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)			主要な施策ページ	287・290・291
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	743,200,696	742,855,000				345,696
	実施状況	<p>低所得のひとり親世帯及びふたり親世帯の子育て負担や収入の減少など、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。</p> <p>子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分):306,150,000円 対象世帯:3,991世帯 6,123人 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分):343,945,000円(※) ※返還予定額(5名)分245,000円を含む 対象者:6,874人 会計年度任用職員(専門職3人)報酬等:7,200,077円 会計年度任用職員(アシスタント職7人)報酬等:1,543,903円 システム改修等委託料:6,490,000円 コールセンター運営等委託料:70,474,800円</p>				

	取組	子育て世帯(18歳までの子どもがいる世帯)への臨時特別給付金の支給【繰越明許費設定】			所管課	子育て支援課
42	事務事業名	子育て世帯への臨時特別給付金			主要な施策ページ	291
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	6,771,841,653	6,771,500,158				341,495
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により苦しんでいる子育て世帯の生活を支援するため、18歳までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給した。</p> <p>対象者数:40,438世帯、67,398人 給付額対象児童一人につき 100,000円 子育て世帯への臨時特別給付金:6,739,800,000円 会計年度任用職員(アシスタント職3人)報酬等:1,200,028円 各種通知類郵送料:2,375,986円 システム改修業務委託料:5,434,000円 コールセンター運営等委託料:16,217,058円(非課税世帯給付金事業と按分)</p> <p>※令和3年度内での事業完了が不可能なことから、繰越明許費を設定して事業費を令和4年度に繰り越した。</p>				
	取組	里帰り出産ができない妊産婦に対する育児等支援サービス利用料補助			所管課	子ども家庭支援センター
43	事務事業名	地域子ども・子育て支援			主要な施策ページ	284
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	387,379	387,000				379
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、里帰り出産が出来なくなった妊産婦に対し、民間の育児等支援サービスの利用に係る費用補助を行った。</p> <p>補助上限額:10,000円/回(1世帯につき月4回を限度) 延べ補助人数:9人</p>				
	取組	出産前後の家庭や多胎児家庭に対するヘルパー派遣			所管課	子ども家庭支援センター
44	事務事業名	地域子ども・子育て支援			主要な施策ページ	283
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	1,977,184	82,000	1,895,000			184
	実施状況	<p>出産前後の家庭や多胎児家庭に対し、利用者の申請に基づきヘルパーを派遣する家事・育児支援事業について、利用期間・サービス内容を拡大して実施した。</p> <p>延べ利用人数:382人 実施期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日 ヘルパー派遣委託料:1,977,184円</p>				
	取組	虐待リスクの高い児童等への見守り体制強化			所管課	子ども家庭支援センター
45	事務事業名	地域子ども・子育て支援			主要な施策ページ	284
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	9,233,427	9,233,000				427
	実施状況	<p>虐待のリスクが高い児童等への見守り体制を強化するため、国の補正予算を活用し、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、子育て支援を行う民間団体の活動を通じて見守りを実施した。</p> <p>見守り業務委託料:9,233,427円 委託団体:1団体</p>				

	取組	中小企業への設備修繕・法定点検に係る費用等補助			所管課	産業振興推進課
46	事務事業名	新型コロナウイルス感染症対応中小企業者支援			主要な施策ページ	373
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	19,436,000	19,436,000				
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業について、早期に経営力回復と強化を図るため、効率的な設備稼働等の事業継続に必要な費用の一部を補助した。</p> <p>補助上限額:設備修繕等 100万円 法定点検等 50万円 補助率:1/2 交付件数:31件</p>				
	取組	市内小規模事業者の経営相談体制の強化			所管課	産業振興推進課
47	事務事業名	中小企業等の活性化支援			主要な施策ページ	369・370
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	20,519,000					20,519,000
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大により売上が急激に減少し、事業の継続、雇用の維持に大きな影響を受けている小規模事業者等を支援するため、経営相談の体制強化及び専門家による個別相談体制の強化を継続した。</p> <p>個別相談業務委託料:2,923,000円 内容:経営改善、税務対策、補助金活用、雇用関係等の個別相談 相談件数:223件 小規模事業経営支援事業補助金:17,596,000円 経営指導員9→11人に増員 内容:経営に関する窓口相談対応、巡回訪問等</p>				
	取組	中小企業への売上向上につながるセミナー・相談会の実施			所管課	産業振興推進課
48	事務事業名	新型コロナウイルス感染症対応中小企業者支援			主要な施策ページ	373
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	10,000,000		5,000,000			5,000,000
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業について、早期に経営力回復と強化を図るため、売上の向上や新分野展開に向けた支援を行った。</p> <p>売上アップ支援事業業務委託料:5,000,000円 個別相談会、セミナー開催数:20回 新分野展開促進業務委託料:5,000,000円 ワークショップ開催数:7回</p>				
	取組	民間企業へのサテライトオフィス設置費の一部補助			所管課	産業振興推進課
49	事務事業名	新型コロナウイルス感染症対応事業者等支援			主要な施策ページ	374
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,020,000				2,020,000	
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止と働き方改革を図るため、民間事業者がサテライトオフィス等を整備する経費の一部を補助した。</p> <p>利用料を支払い誰でも利用できるサテライトオフィス 補助上限額:500万円、補助率:1/6 件数:1件 支給額:2,020,000円 企業が単独で使用するサテライトオフィス 補助上限額:2,000万円、補助率:2/3 件数:0件</p>				

	取組	飲食店認証制度事業及びキャッシュレス決済ポイント還元事業の実施【繰越明許費設定】			所管課	産業振興推進課
50	事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策飲食店等応援事業			主要な施策ページ	374
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	297,424,067	32,319,333	229,708,000			35,396,734
	実施状況	<p>市が定めた独自基準に適合する市内飲食店を認証する制度を創設するとともに、感染症対策のための環境整備に係る費用の一部を補助した。また、緊急事態宣言等により大きな影響を受けている飲食店等を支援するためキャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施した。</p> <p>認証制度・感染症対策補助金審査等業務委託料:34,802,935円 感染症対策補助金:24,710,213円 補助店舗数:125店 キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託料:237,481,847円</p> <p>※令和3年度内での事業完了が不可能なことから、繰越明許費を設定して事業費を令和4年度に繰り越した。</p>				
	取組	事業継続緊急支援金支給			所管課	産業振興推進課
51	事務事業名	新型コロナウイルス感染症緊急対応事業者等支援			主要な施策ページ	374
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	597,431,928	469,058,856				128,373,072
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者等の事業継続を支援するため、厳しい経営環境にある市内事業者等に対して、事業継続緊急支援金を支給した。</p> <p>相談支援及び申請審査等業務委託料:45,631,928円 事業継続緊急支援金:551,800,000円 支給企業者数:2,251件 1件あたりの支給金額:400,000円~1,000,000円</p>				
	取組	日本遺産構成文化財の魅力を経験できる体験型モニターツアーの実施			所管課	観光課
52	事務事業名	日本遺産体験型観光の推進			主要な施策ページ	379
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	19,700,000	19,700,000				
	実施状況	<p>コロナ禍において疲弊した本市の観光産業において、日本遺産に認定された構成文化財を中心とした体験型観光を推進するため、モニターツアーを催行し、満足度調査や事業者のヒアリングから体験型観光の可能性を広げるとともに参加者を通して体験型観光の魅力を発信した。</p> <p>企画運営業務委託料:19,700,000円 体験型観光7コース全25回 264名参加(3/27~7/11) バーチャル観光プラン全6回 59名参加(3/6~3/20)</p>				
	取組	省エネエアコン購入費用補助			所管課	環境政策課
53	事務事業名	環境負荷の低減			主要な施策ページ	345
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	10,033,356					10,033,356
	実施状況	<p>市内における二酸化炭素排出量の削減と自宅での熱中症予防対策を図るため、省エネ性能が高いエアコンの購入費用の一部を補助した。</p> <p>省エネ家電推進事業補助金:9,985,000円 郵送料等:48,356円 補助件数:503件</p>				

取組		ワークスペース設置改修工事費の補助			所管課	住宅政策課
54	事務事業名	居住環境の整備			主要な施策ページ	421
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	377,000	175,000				202,000
	実施状況	<p>在宅勤務に必要な環境整備を支援するため、住宅にワークスペースを設置する費用の一部を助成した。</p> <p>件数:5件 補助申請期間:令和3年4月14日～11月30日 補助額(上限額):10万円/件</p>				
取組		新型コロナウイルス感染症経済対策(道路の改良整備等前倒し実施)			所管課	建設課
55	事務事業名	道路の改良整備、交通安全施設の整備、幹線・生活道路の整備、橋りょうの維持・補修			主要な施策ページ	384・385・389・390
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	997,326,155			343,800,000		653,526,155
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症経済対策として、市内事業者の受注機会を確保するため、調査・点検に基づき、必要な道路の改良整備等を前倒して実施した。</p> <p>①道路の改良整備 実施路線:八王子市幹線2級23号線外26路線 【設計委託料:12,753,210円,工事請負費:632,807,600円】</p> <p>②交通安全施設の整備 実施路線:浅川ゆったりロード外2トンネル 【工事請負費:102,119,655円】</p> <p>③幹線・生活道路の整備 実施路線:市道恩方2号線外2路線 【設計委託料:1,495,590円,工事請負費:96,435,900円】</p> <p>④橋りょうの維持・補修 実施路線:内裏橋外9橋 【調査分析委託料:2,156,000円,工事請負費:149,558,200円】</p>				
取組		新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学級閉鎖食材費負担金の支給			所管課	学校給食課
56	事務事業名	小学校給食、中学校給食			主要な施策ページ	462～464
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	512,250					512,250
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学級閉鎖を行った際、発注停止が間に合わない給食食材費について保護者負担が生じないように、食材を発注する学校長等に負担金を支給した。</p> <p>日数:223日 対象人数:5,491人 支給額:512,250円</p>				

	取 組	GIGAスクールにおいて必要となる通信料の支給			所管課	学務課
57	事務事業名	就学援助、特別支援学級の管理・振興			主要な施策ページ	448・449・456・457
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	42,747,000	345,000				42,402,000
	実施状況	<p>GIGAスクール構想に基づき配備した児童・生徒1人1台の学習用コンピュータを活用したオンライン授業や家庭学習を実施する際に必要となる通信料負担の軽減を図るため、就学援助費及び就学奨励費を充実した。</p> <p>(就学援助費) 通信料負担額:41,472,000円(小:20,328,000円、中:21,144,000円) 支給世帯:延べ6,912世帯(小:3,388世帯、中:3,524世帯) ※世帯ごとに年間12,000円支給。 ※支給は年2回(前期・後期)のため、支給世帯は延べ数で回答。</p> <p>(就学奨励費) 通信料負担額:1,275,000円(小:786,000円、中:489,000円) 支給世帯:延べ425世帯(小:262世帯、中:163世帯) ※世帯ごとに年間6,000円支給。 ※支給は年2回(前期・後期)のため、支給世帯は延べ数で回答。</p>				
	取 組	移動教室及び修学旅行のキャンセル代に係る保護者負担軽減			所管課	学務課
58	事務事業名	校外活動の支援			主要な施策ページ	450・458
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	51,497,157	25,749,000				25,748,157
	実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校臨時休業による移動教室及び修学旅行等の宿泊を伴う校外活動の中止や延期に伴い発生するキャンセル料について、保護者の経済的な負担を軽減した。</p> <p>小学校移動教室 9校 支給額:673,160円 中学校移動教室 34校 支給額:18,287,667円 中学校修学旅行 31校 支給額:32,536,330円</p>				

取組		チャットボットシステムの導入			所管課	デジタル推進室
59	事務事業名	ICT活用			主要な施策ページ	195
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	583,000					583,000
	実施状況	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、市民や事業者等からの問合せ、さらに、庁内の業務効率化を図るため、対面によらず、システムが自動で回答する「チャットボットシステム」を導入した。 運用期間：令和3年9月15日～令和4年3月31日(市民向け) 令和4年3月25日～令和4年3月31日(職員向け) 延利用人数：16,269人 チャットボットシステム使用料：583,000円				
取組		オンライン手続システムの導入			所管課	デジタル推進室
60	事務事業名	ICT活用			主要な施策ページ	195
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	3,300,731					3,300,731
	実施状況	各種証明書の交付申請・取得等における市民の利便性向上と「新しい生活様式」の定着を図るため、スマートフォン等から本人確認やキャッシュレス決済が必要な行政手続が可能となる「オンライン手続システム」を導入した。 オンライン手続件数：387件 オンライン手続システム使用料：3,300,000円 オンライン手続システムの利用者が手数料を支払うためのクレジットカード支払代行手数料 決済件数：61件 クレジットカード支払代行手数料：731円				
取組		テレワーク端末等の整備			所管課	デジタル推進室
61	事務事業名	情報基盤ネットワークシステムの運営			主要な施策ページ	196
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	6,309,160		2,722,000			3,587,160
	実施状況	「新しい生活様式」に対応する取組として、テレワーク用行政情報端末の調達及び職員の自宅からインターネット経由で庁内の行政情報ネットワークを利用するための必要な環境整備を行った。 テレワーク環境構築委託料：3,025,000円 テレワーク専用端末多要素認証導入委託料：968,000円 テレワーク用行政情報端末借上料：1,612,160円(リース契約額：24,182,400円) リース期間：令和3年12月1日～令和8年11月30日まで(60か月) テレワーク研修資料作成委託：704,000円 台数：300台				

	取組	AI-OCR及びRPAの活用			所管課	デジタル推進室
62	事務事業名	ICT活用			主要な施策ページ	195
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	13,107,050					13,107,050
	実施状況	<p>定型のかつ業務量の多いシステム入力業務等についてAI-OCRとRPAを組み合わせ活用し業務の効率化を図った。</p> <p>RPAツールライセンス使用料:11,375,650円(うち、保健所対応用のライセンス使用料は601,700円) 削減時間数:128時間(保健所対応業務で使用したシナリオの削減時間数) 活用件数:2件(保健所対応業務で使用したシナリオ数うち1件は業務フローの変更により使用せず) AI-OCRサービス利用料:1,320,000円 AI-OCR用スキャナ購入費:411,400円 削減時間数:172時間 活用件数:6件</p>				
	取組	デジタル推進専門官の任用			所管課	デジタル推進室
63	事務事業名	ICT活用			主要な施策ページ	195
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	2,138,400					2,138,400
	実施状況	<p>市民サービスの更なる向上や新型コロナウイルス感染症に伴う新たな日常への対応にあたって行政のデジタル化を推進するため、新たに「デジタル推進専門官」を配置した。</p> <p>デジタル推進専門官報酬:2,138,400円</p>				
	取組	無害化機能付きファイル交換サービスの導入			所管課	デジタル推進室
64	事務事業名	情報基盤ネットワークシステムの運営			主要な施策ページ	196
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	3,872,000					3,872,000
	実施状況	<p>「新しい生活様式」に対応したデジタル化の取組として、電子メールへのファイル添付によるセキュリティリスクを低減するとともに、行政の効率化を図るため、無害化機能付きファイル交換サービスを導入した。</p> <p>無害化機能付きファイル交換サービス利用料:3,872,000円</p>				
	取組	夢美術館へのキャッシュレス決済の導入			所管課	学園都市文化課
65	事務事業名	文化芸術の振興			主要な施策ページ	217・219
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	756,235					756,235
	実施状況	<p>市民の利便性向上のため、夢美術館にキャッシュレス決済(交通系ICカード)を導入した。</p> <p>初期導入費用、端末リース料等:383,922円 電子決済手数料:44,733円 初期導入に伴う人件費(指定管理料):327,580円</p>				

	取組	各種証明のコンビニ交付等の導入			所管課	住民税課、市民課
66	事務事業名	市税の証明及び閲覧、戸籍住民基本台帳			主要な施策ページ	222・226・227
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	34,662,425					34,662,425
	実施状況	<p>マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアのキオスク端末(マルチコピー機)や、スマートフォンから、住民票の写しや印鑑登録証明書、市・都民税の課税(非課税)証明書等を取得できる「コンビニ交付」等を導入し、来庁せず身近な場所で取得できる環境を整備した。</p> <p>コンビニ交付手数料:1,445,652円 クラウド使用料:2,156,000円 運営負担金:1,595,770円 コンビニ交付システム改修委託料:26,070,000円 コンビニ交付システム改修機器等購入費:3,320,130円</p>				
	取組	手数料徴収のキャッシュレス化			所管課	市民生活課、市民課、住民税課
67	事務事業名	事務所の管理運営、市税の証明及び閲覧、戸籍住民基本台帳			主要な施策ページ	198・199・222・226・227
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	14,542,850					14,542,850
	実施状況	<p>市民の利便性向上及び接触機会の減少を図るため、窓口における手数料について、キャッシュレス決済に対応した。</p> <p>POSレジ購入費:9,817,500円 設置場所:本庁舎、八王子駅南口総合事務所、浅川事務所、由木事務所、南大沢事務所、元八王子事務所、北野事務所 決済端末設置委託料等:2,603,150円 決済端末使用料等:2,108,700円 決済手数料等:13,500円</p>				
	取組	個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の収納方法のキャッシュレス化			所管課	収納課
68	事務事業名	市税の徴収、国民健康保険税賦課徴収事務			主要な施策ページ	224・225・515・516
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	4,185,495					4,185,495
	実施状況	<p>納付機会の拡充及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、令和2年度に導入したLINEPay、PayPay、モバイルレジクレジットのキャッシュレス決済を引き続き運用した。また、令和3年7月からauPAY、d払い、J-Coin Payのキャッシュレス決済を追加した。</p> <p>電子マネー・モバイルレジクレジット利用分 市税分:2,829,921円 国保税分:1,355,574円</p>				
	取組	Web口座振替受付サービスの導入			所管課	介護保険課
69	事務事業名	介護保険特別会計賦課徴収経費			主要な施策ページ	552
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	1,872,574				1,872,574	
	実施状況	<p>コロナ禍における「新しい生活様式」に対応し、窓口以外での納付機会の拡充を図るためにWeb口座振替受付サービスを導入した。</p> <p>Web口座振替受付サービス登録料:959,574円 Web口座振替受付サービス導入委託料:913,000円</p>				

	取組	ビデオ通話による聴覚障害者の問合せ対応			所管課	障害者福祉課
70	事務事業名	障害者自立支援			主要な施策ページ	248・249
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	93,575					93,575
	実施状況	聴覚障害者が来庁せずに手話による相談を可能とするため、ビデオ通話による相談体制を整備した。 ビデオ通話通信回線利用料:93,575円				
	取組	妊産婦等へのオンライン保健指導等			所管課	大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター
71	事務事業名	母子保健、一般介護予防			主要な施策ページ	322・558
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	311,995	54,000			10,000	247,995
	実施状況	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、病院やクリニックのパパママクラスは休止や縮小となり、市が運営するパパママクラスも定員を制限したため、オンラインの環境を利用したパパママクラスを実施した。 大横:パパママクラス(2回28人)、妊婦面談(8回8人)、プレママ料理教室(1回4人) 東浅川:パパママクラス(2回46人)、妊婦面談(1回1人)、プレママ料理教室(2回16人) 南大沢:パパママクラス(2回28人)、妊婦面談(1回1人)、プレママ料理教室(1回17人) 講師謝礼:54,000円(講師2名/回、9,000円/人) Zoomライセンス利用料:247,995円 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、介護予防講座や出前講座をオンラインで実施した。(南大沢) 介護予防講座(1回103人:オンライン19人・ハイブリッド会場7会場84人)、出前講座(2回18人) 会場使用料:10,000円(介護予防講座)				
	取組	オンライン講義の運用			所管課	看護専門学校総務課
72	事務事業名	看護専門学校運営			主要な施策ページ	334
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	140,250					140,250
	実施状況	コロナ禍における「新しい生活様式」に適應した教育を推進するため、対面授業とともにオンライン授業の活用を図った。 ウェブ会議等ライセンス使用料:140,250円				
	取組	保護者が来園せずにオンライン申請・情報収集できる環境構築			所管課	子どもの教育・保育推進課
73	事務事業名	市立保育所の管理運営			主要な施策ページ	292
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	1,232,000	1,220,000				12,000
	実施状況	保育士の事務負担軽減を図るとともに、質の高い保育サービスを提供するため、保護者向けのお知らせ文書やお便り帳などを電子化し、園の情報を入手できる保育システムを導入した。 保育システム利用料:1,232,000円				

	取 組	双方向通訳デバイスの活用			所管課	子どもの教育・保育推進課
74	事務事業名	幼児教育・保育センターの運営			主要な施策ページ	284・285
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	4,126,100	3,382,000				744,100
	実施状況	<p>外国にルーツを持つ子ども及びその保護者とのコミュニケーションを円滑に行い、保育士の負担を軽減するため、双方向通訳機を保育施設等に配備した。</p> <p>双方向通訳機購入費:4,126,100円 配備園数:152園</p>				
	取 組	ごみ・資源物の出し方変更周知動画の作成			所管課	ごみ減量対策課
75	事務事業名	ごみ減量の推進			主要な施策ページ	347
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	1,036,200				153,000	883,200
	実施状況	<p>令和4年度から変更となるごみ・資源物の出し方等について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で市民説明会や出前講座等の人数制限や中止が想定されたため、多くの方への周知を行うための動画を作成した。</p> <p>ごみ・資源物の出し方変更周知動画作成委託料:1,036,200円</p>				
	取 組	市議会クラウド型情報共有会議システムの導入			所管課	庶務調査課
76	事務事業名	議会の運営			主要な施策ページ	164
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	4,420,291					4,420,291
	実施状況	<p>全議員での情報共有及び議会活動の効率化、予算・決算書等議案及び各種計画書等のペーパーレス化を推進するため、クラウド型情報共有ツール及びタブレット端末を導入した。</p> <p>市議会クラウド型情報共有会議システム用タブレット端末通信料:2,385,720円 市議会クラウド型情報共有会議システム等初期設定委託料:173,250円 市議会クラウド型情報共有会議システムソフトウェアライセンス料:1,111,704円 市議会クラウド型情報共有会議システム関連消耗品費:749,617円</p>				
	取 組	GIGAスクールの運用			所管課	教育指導課
77	事務事業名	情報教育の基盤整備			主要な施策ページ	447・455
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	223,946,832	101,765,000	55,110,000			67,071,832
	実施状況	<p>GIGAスクール構想に基づき配備した児童・生徒1人1台の学習用コンピュータを効果的に活用した授業を円滑に行うため、機器の保守を行ったほか、学校ICT支援員を増員するとともに、いつでも操作方法等の問合せができるよう、チャットボットを導入した。</p> <p>GIGAスクール学習用コンピュータ保守運用支援委託料:40,920,000円 GIGAスクール校内ネットワーク保守委託料:9,939,204円 学校ICT支援業務委託料(GIGA分):67,699,500円 チャットボット利用料:1,386,000円 学習用コンピュータ等一式購入費(教員用):97,997,085円 授業目的公衆送信補償金:6,005,043円</p>				

取組		GIGAスクールに対応したネットワーク環境整備(教育センター)			所管課	教育指導課
78	事務事業名	教育センター管理運営			主要な施策ページ	439
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	1,679,920					1,679,920
	実施状況	GIGAスクールに対応したネットワーク環境整備を図るため、無線LAN機器設置配線工事を実施した。 教育センター無線LAN敷設等作業委託料:1,679,920円				
取組		指導者用デジタル教科書の導入			所管課	教育指導課
79	事務事業名	国際理解教育の推進			主要な施策ページ	434・435
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	10,387,520					10,387,520
	実施状況	GIGAスクール構想に基づき配備した児童・生徒1人1台の学習用コンピュータを活用し、動画や音声を用いた英語教育を実施するため、指導者用デジタル教科書を導入した。 指導者用デジタル教科書購入費:10,387,520円				
取組		券売機のキャッシュレス決済対応			所管課	こども科学館
80	事務事業名	こども科学館管理運営			主要な施策ページ	485
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
	16,019					16,019
	実施状況	市民の利便性向上及び接触機会の減少を図るため、窓口における使用料について、キャッシュレス決済に対応した発券機を導入した。 収納代行手数料:16,019円				

新型コロナウイルス感染症関連経費合計

(単位 円)

	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
合計	22,247,734,053	20,077,353,328	469,437,620	343,800,000	46,066,889	1,311,076,216

4. 減額・免除・猶予

(1)国民健康保険税

【保険年金課】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置及び納期の変更を実施した。

保険税の減免

申請件数 302 件、承認件数 247 件、不承認件数 55 件

減免実績

区 分	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分(40～64歳)		計
	件数	減 免 額	件数	減 免 額	件数	減 免 額	減 免 額
令和3年度(2021)分	244 件	26,915,300 円	244 件	9,357,600 円	173 件	5,362,200 円	41,635,100 円
令和2年度(2020)分	3	160,500	3	52,800	2	42,900	256,200
計	247	27,075,800	247	9,410,400	175	5,405,100	41,891,300

納期の変更

申請件数 51 件、承認件数 47 件、不承認件数4件

(2)後期高齢者医療保険料

【保険年金課】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免措置を実施した。

保険料の減免

申請件数 48 件、承認件数 33 件、不承認件数 15 件

減免実績

区 分	件 数	減 免 額
令和3年度(2021)分	31 件	2,212,100 円
令和2年度(2020)分	1	199,300
令和元年度(2019)分	1	23,900
計	33	2,435,300

(3)介護保険料

【介護保険課】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、介護保険料の納付が困難になった第一号被保険者について減免措置を実施した。

減免実績

区 分	件 数	減 免 額
令和3年度(2021)分	119 件	7,185,500 円

(4)保育料

【保育幼稚園課】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、臨時休園等をした期間の保育料について日割り計算で減免措置を実施した。

減免実績

対 象 期 間	対 象 人 数	減 免 額
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	延7,947 人	41,777,480 円

対象施設：認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者

※令和3年(2021年)8月23日から9月30日までの期間については、国の緊急事態宣言の発出に伴い、市から登園自粛要請を行った。

(5)市立学童保育所 保育料

【放課後児童支援課】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保健所から自宅待機指示を受けたこと等により、学童保育所の欠席を余儀なくされた児童について、その欠席期間の日数に応じた学童保育所保育料を減額した。

減額実績

対 象 期 間	対 象 人 数	減 免 額
令和3年7月1日から令和4年3月31日まで	延2,069 人	3,808,790 円

(6)市営住宅家賃

【住宅政策課】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合に、家賃(使用料)の減免・徴収猶予等の措置を実施した。

減免・猶予実績

区 分	件 数	金 額
徴収猶予	1 件	66,800 円
減免(一部)	7	1,209,500

(7)下水道使用料

【下水道課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に下水道使用料の納付が困難な場合に最長1年間の猶予措置を実施した。

猶予実績

区 分	新規申込件数	猶 予 総 額
令和3年度(2021)分	150 件	3,626,983 円
令和2年度(2020)分	514	16,897,969
計	664	20,524,952

(8)各種証明書手数料免除

【市民課・住民税課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種貸付や融資等を利用する場合に必要な証明書発行手数料の減免措置を実施した。

減免実績

No.	証 明 種 類	件 数	減 免 額
1	住民票の写し	11,839 件	2,918,400 円
2	印鑑登録証明書	2,883	838,000
3	戸籍謄(抄)本・全部(個人)事項証明書	182	99,450
4	除籍謄(抄)本・全部(個人)事項証明書	4	3,000
5	戸籍届出受理証明書	2	700
6	課税証明書等手数料	3,685	1,203,700

5. 執行体制強化

(1)プロジェクトチームの設置

【経営計画課】

1	名 称	新型コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム【令和2年度設置】
	目 的	新型コロナウイルス感染症の拡大による医療体制の崩壊を防ぎ、市民が安心安全に適切な医療を受けられるよう地域医療体制整備を図る。
	業 務	・市内医療機関との連携強化 ・感染者の早期発見に向けた体制整備 ・軽症者等の受け入れ施設の確保
	期 間	令和2年(2020年)4月15日～令和4年(2022年)3月31日
	構 成	令和3年(2021年)4月1日～ 課長1名、一般職員5名 5月26日～ 課長1名、一般職員7名 8月16日～ 課長1名、一般職員11名 10月19日～ 課長1名、一般職員5名 令和4年(2022年)2月1日～ 課長1名、一般職員11名
	その他	令和4年度から健康医療部 健康医療政策課及び保健総務課が業務を引き継ぐ

2	名 称	子育て・生活支援給付金対策チーム
	目 的	国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において生活・暮らしへの支援として給付される、子育て世帯及び住民税非課税世帯に対する給付金を速やかに市民に支給する。
	業 務	・子育て世帯に対する給付 ・住民税非課税世帯に対する給付 ・その他関連業務
	期 間	令和3年(2021年)12月10日～(継続中)
	構 成	令和3年(2021年)12月10日～ 課長1名、一般職員7名 令和4年(2022年)3月1日～ 課長1名、一般職員6名
	その他	——

〔担当部長〕

1	職名	健康医療部 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備担当部長
	目的	新型コロナウイルスワクチン接種の本格化に向けて、ワクチン接種体制の整備を図る。
	業務	新型コロナウイルスワクチン接種推進体制の統括
	期間	令和3年(2021年)6月1日～
	その他	令和4年(2022年)8月1日から健康医療部長が業務を引き継ぐ

〔担当課長〕

1	職名	健康医療部 地域医療体制整備担当課長【令和2年度配置】
	目的	新型コロナウイルス感染症の拡大による医療体制の崩壊を防ぎ、市民が安心安全に適切な医療を受けられるよう地域医療体制整備を図る。
	業務	・市内医療機関との連携強化 ・感染者の早期発見に向けた体制整備 ・軽症者等の受け入れ施設の確保
	期間	令和2年(2020年)4月15日～令和4年(2022年)3月31日
	その他	下記2「健康医療部 感染症対策支援担当課長」を兼務 ※ 令和4年度から健康医療部 健康医療政策課長及び健康危機管理担当課長が業務を引き継ぐ

2	職名	健康医療部 感染症対策支援担当課長【令和2年度配置】
	目的	新型コロナウイルス感染症外来を指定・協力医療機関に設置するにあたり、医療行政として調整を行うとともに、保健所の感染症対策業務を支援する。
	業務	感染症対策支援
	期間	令和2年(2020年)4月27日～令和4年(2022年)3月31日
	その他	上記1「健康医療部 地域医療体制整備担当課長」を兼務 ※ 令和4年度から健康医療部 健康医療政策課長及び健康危機管理担当課長が業務を引き継ぐ

3	職名	総合経営部 新型コロナウイルス感染症対策担当課長【令和2年度配置】
	目的	長期化が見込まれるコロナ禍の状況を鑑み、的確に事業執行を進めるため、体制の整備を図る。
	業務	・新型コロナウイルス感染症対策に関する総合調整 ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議の運営支援 ・関連情報の収集及び情報提供 ・新型コロナウイルス感染症対応記録の作成
	期間	令和2年(2020年)8月21日～(継続中)
	その他	——

4	職名	健康医療部 高齢者・障害者施設ワクチン接種担当課長
	目的	高齢者・障害者施設等の入所者・従事者や在宅の障害者・療養者への接種の本格化に向けて、ワクチン接種体制の整備を図る。
	業務	施設入所者及び従事者等のワクチン接種の促進
	期間	令和3年(2021年)6月1日～(継続中)
	その他	福祉部 高齢者いきいき課長が兼務 ※ 令和3年(2021年)11月15日から高齢者施設ワクチン接種担当課長に名称変更(高齢者施設入所者等の対応を担う)

5	職名	子ども家庭部 子育て世帯生活支援特別給付金担当課長
	目的	ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への給付金の支給事務を円滑に行う。
	業務	市民への周知や家計急変の判定等に関する業務
	期間	令和3年(2021年)7月1日～令和3年(2021年)10月17日
	その他	子ども家庭部 子育て支援課長が兼務 ※ 子ども家庭部 子育て支援課長に業務を引き継ぐ

6	職名	健康医療部 新型コロナウイルスワクチン接種調整担当課長
	目的	東京都が進めてきた医療従事者に対するワクチン接種について、12月から主体となり追加接種を開始するため、接種体制の整備を図る。
	業務	医療従事者や小児に対するワクチン接種及びワクチン接種に関する総合調整
	期間	令和3年(2021年)11月15日～(継続中)
	その他	——

7	職名	健康医療部 障害者施設ワクチン接種担当課長
	目的	障害者施設等の入所者・従事者や在宅の障害者・療養者への追加接種に向けて、ワクチン接種体制の整備を図る。
	業務	施設入所者及び従事者等のワクチン接種の促進
	期間	令和3年(2021年)11月15日～(継続中)
	その他	福祉部 障害者福祉課長が兼務

8	職名	デジタル推進室 マイナンバーカード利活用推進担当主幹
	目的	マイナンバーカードの普及を促進し、消費喚起や生活の質の向上につなげる。
	業務	マイナンバーカードの利活用促進
	期間	令和3年(2021年)11月29日～(継続中)
	その他	デジタル推進室 デジタル推進担当主幹が兼務

9	職名	福祉部 子育て・生活支援給付金担当課長
	目的	子育て世帯及び住民税非課税世帯に対する給付業務に対応する体制の整備を図る。
	業務	・6歳から18歳の子育て世帯への現金給付等に関する業務 ・住民税非課税世帯に対する給付金に関する業務
	期間	令和3年(2021年)11月29日～(継続中)
	その他	——

(3) 応援体制の確立

【経営改革課】

感染症対策関連業務	1	新型コロナウイルスワクチン接種業務	応援内容	・医療従事者ワクチン接種対応 ・ワクチン予約への問い合わせ対応 ・ワクチン接種会場案内 他			
			期 間	令和3年(2021年)4月1日～ 令和4年(2022年)3月31日			
			応援人数	延 938 人			
	2	地域医療体制整備	応援内容	地域医療体制支援拠点業務等			
			期 間	①	令和3年(2021年)8月16日～ 令和3年(2021年)9月30日		
				②	令和4年(2022年)1月20日～ 令和4年(2022年)3月22日		
			応援人数	①	延 212 人		
				②	延 394 人		
	3	保健所業務	応援内容	保健師	・感染者の疫学調査 ・自宅療養者への架電		
				行政職員	・自宅療養者へのフォローアップ ・感染者情報等のシステム入力、架電 ・療養証明発行 ・保育園・学童保育所における感染者発生状況の聴取		
			期 間	保健師	①	令和3年(2021年)4月1日～ 令和3年(2021年)9月13日	
					②	令和4年(2022年)1月8日～ 令和4年(2022年)3月31日	
				行政職員	①	令和3年(2021年)8月5日～ 令和3年(2021年)8月31日	
					②	令和4年(2022年)1月19日～ 令和4年(2022年)3月31日	
					③	東京都からの応援派遣 令和3年(2021年)4月1日～ 令和4年(2022年)3月31日	
応援人数				保健師	①	延 241 人	
			②		延 649 人		
			行政職員	①	延 109 人		
				②	延 799 人		
				③	延 785 人		
	小 計①		応援人数	延 4,127 人			

情報提供 関連業務	1	総合コールセンター	応援内容	・感染者急拡大に対するコールセンター対応	
			期 間	令和4年(2022年)2月6日～ 令和4年(2022年)3月31日 ※上記以外に、東京都からの応援職員あり (令和3年(2021年)4月1日～ 令和4年(2022年)3月31日)	
			応援人数	延 74 人 ※東京都からの応援職員 延 242 人	
	2	保育園・幼稚園・ 学校コールセンター	応援内容	・保護者等からの問い合わせ対応	
			期 間	令和4年(2022年)2月1日～ 令和4年(2022年)2月28日	
応援人数			延 50 人		
小 計②		応援人数	延 366 人(東京都からの応援職員 延 242 人を含む)		
生活支援 関連業務	1	子育て・生活支援 給付金	応援内容	・子育て世帯に対する臨時特別給付金業務	
			期 間	①	令和3年(2021年)7月1日～ 令和3年(2021年)9月17日
				②	令和3年(2021年)11月24日～ 令和4年(2022年)3月31日
			応援人数	①	延 110 人
	②	延 592 人			
小 計③		応援人数	延 702 人		
合 計(①+②+③)			応援人数	延 5,195 人	

6. 新型コロナウイルスワクチン接種

令和3年(2021年)4月12日に全国に先立ち高齢者を対象としたワクチン接種を開始した。

(1)取組一覧(主なもの)

月 日	内 容
4/1	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当課長を専任(令和2年12月21日から保健総務課長が兼務)
4/5	ワクチン接種予約開始
4/12	高齢者(65歳以上)の集団接種を市役所本庁舎接種会場で開始(平日のみ) 菅総理・河野大臣による本庁舎接種会場視察 高齢者施設で入所者等への接種を開始
4/20	イトーヨーカドー南大沢店に接種会場を開設(平日のみ)
5/9	小・中学校体育館(18会場)で、日曜日の接種を開始 (小・中学校・義務教育学校体育館に最多30会場/日、延べ67校に会場を設け実施)
5/10	八王子スクエアビル及び石川市民センターに接種会場を開設(平日のみ)
5/12	イーアス高尾及び高尾の森わくわくビレッジに接種会場を開設(平日のみ)
5/30	訪問・通所サービス事業者、民生児童委員、看護専門学校及び大学コンソーシアム八王子加盟大学看護学部の学生に余裕枠を活用した接種開始
6/1	新型コロナウイルスワクチン接種体制整備担当部長の配置(健康医療部長が兼務) 高齢者・障害者施設ワクチン接種担当課長の配置(高齢者いきいき課長が兼務)
6/1	住民票所在地以外での接種申請受付開始(65歳以上で単身赴任、DV・ストーカー行為等の被害者、災害による避難者など、やむを得ない事情がある方)
6/20	消防団員、柔道整復師、保育園勤務看護師、小中学校教員等のエッセンシャルワーカーに余裕枠を活用した接種開始
6/27	60～64歳(基礎疾患あり)接種開始
6/28	60～64歳(基礎疾患なし)接種開始
7/3～24	看護専門学校・大学看護学部学生に優先接種実施
7/4～25	介護支援専門員など訪問・通所の高齢者施設等の従事者に優先接種実施
7/11	40～59歳(基礎疾患あり)接種開始
7/16	集団接種会場に行くことが難しい在宅療養患者向け訪問接種試行実施
7/18・25	妊娠13週以上の妊婦(希望者)の優先接種実施
7/21	35～39歳(基礎疾患あり)接種開始
7/18～8/29	市内在住の教員・幼稚園・保育施設の従事者に優先接種実施
7/25	16～34歳(基礎疾患あり)接種開始
7/25	上野町ワクチン接種センター開設
8/1	40～59歳(基礎疾患なし)接種開始
8/1	ワクチン接種証明書の発行開始
8/1	平日接種会場で日曜日接種を開始 空調設備の整った接種会場を開設(民間施設8か所、市施設8か所)
8/1～8/22	学童保育所従事者優先接種実施

月 日	内 容
8/2	一部会場で夜間接種を開始(最長21:00まで)
8/8	12～15歳(基礎疾患あり)接種開始
8/8	16～39歳(基礎疾患なし)接種開始
8/29	12～15歳(基礎疾患なし)接種開始
9/1	住民票所在地以外での接種受付対象者を64歳以下に年齢拡大(単身赴任、DV・ストーカー行為等の被害者、災害による避難者など、やむを得ない事情がある方)
10/3・24	受験生の接種実施(1・2回目)
10/10・31	受験生の接種実施(1・2回目)
10/17	集団接種会場での接種が難しい方で島田療育センターに通院歴がある方(希望者)にワクチン接種を実施
10/21	住民票所在地以外での接種受付開始(すべての方)
10/28・11/7	集団接種会場での接種が難しい障害者で、日中活動系事業所等に通所中の方に心身障害者福祉センター等でワクチン接種を実施
11/15	新型コロナウイルスワクチン接種調整担当課長の配置 高齢者・障害者施設ワクチン接種担当課長を高齢者施設ワクチン接種担当課長に変更(高齢者いきいき課長が兼務) 障害者施設ワクチン接種担当課長の配置(障害者福祉課長が兼務)
11/20	上野町ワクチン接種センターにて土曜日接種を実施
12/1	18歳以上の追加接種(3回目)開始
1/9	追加接種(3回目)の集団接種を開始(3回目接種の会場は商業施設を中心に実施) 1月中旬に八王子オーパなど民間施設3か所に会場を追加開設
1/29～2/26	八王子市医師会・八南歯科医師会八王子支部及び八王子薬剤師会所属の医療従事者に追加接種(3回目)を実施
2/1	集団接種会場で武田/モデルナ社製ワクチン接種を開始 フレンテ南大沢など10会場(民間施設8か所、市施設2か所)を追加開設
2/12～3/5	高齢者・障害者施設従事者への追加接種(3回目)を実施
2/16	妊婦への追加接種(3回目)を開始
2/19	64歳以下の教員、学童保育所職員、消防団員への追加接種(3回目)を開始
2/20	幼稚園・保育施設の従事者への追加接種(3回目)を開始
2/20	コピオ北野に集団接種会場を開設
3/1	小児(難病・障害児等5～11歳)の集団接種をユニカムノルタサイエンスドーム及び南大沢文化会館で開始 小児接種専用の接種会場を開設(病院3か所、市施設3か所)
3/6	小児接種(11歳のみ)接種開始
3/15	小児接種(8～10歳)接種開始
3/23	小児接種(5～7歳)接種開始
3/25	12～17歳追加接種(3回目)開始

(2)市の集団接種会場一覧(順不同)

		会場名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
民間施設	1	八王子スクエアビル第2会場												
	2	八王子スクエアビル第3会場												
	3	イトーヨーカドー南大沢店												
	4	イーアス高尾												
	5	高尾の森わくわくビレッジ												
	6	八王子オーパ												
	7	フレンテ南大沢												
	8	コピオ北野												
	9	東京海上日動多摩総合グランド												
	10	八王子ホテルニューグランド												
	11	マロウドイン八王子												
	12	八王子エルシィ												
	13	工学院大学												
	14	創価大学												
	15	東京薬科大学												
	16	中央大学												
	17	法政大学												
	18	東京工科大学												
	19	共立女子第二中学校高等学校												
	20	東京医科大学八王子医療センター												
	21	東海大学医学部附属八王子病院												
	22	島田療育センターはちおうじ												
公共施設	23	上野町ワクチン接種センター												
	24	市役所本庁舎												
	25	八王子駅南口総合事務所												
	26	八王子スクエアビル第1会場												
	27	小学校(54校)												
	28	中学校(7校)												
	29	義務教育学校(1校)												
	30	石川市民センター												
	31	市民センター(7センター)												
	32	大横保健福祉センター												
	33	東浅川保健福祉センター												
	34	南大沢保健福祉センター												
	35	南大沢文化会館												
	36	コニカミノルタサイエンスドーム												

実施日は会場により異なります。

(3)実施状況※1

(単位:人)

月	1回目 ※2			2回目 ※2			3回目 ※3			月総計	
	ファイザー	モデルナ	アストラゼネカ	ファイザー	モデルナ	アストラゼネカ	ファイザー	モデルナ	アストラゼネカ		
4月	11,727			2,260						0	13,987
5月	86,731	17		19,395						0	106,143
6月	71,539	6,751		94,383	23					0	172,696
7月	48,031	30,355		57,376	8,565					0	144,327
8月	104,113	5,472	0	61,547	28,500	0				0	199,632
9月	52,626	4,194	33	86,851	6,065	1				0	149,770
10月	21,327	524	2	57,115	3,624	4				0	82,596
11月	4,820	32	1	14,390	324	27				0	19,594
12月	2,012	7	0	4,953	30	6		154		3,811	10,819
1月	1,449	15	1	1,512	13	0		5,232		21,495	24,485
2月	1,029	13	0	1,462	14	0		26,609		104,682	107,200
3月	610	32	0	784	18	1		52,354		119,988	121,433
合計	406,014	47,412	37	402,028	47,176	39		84,349		249,976	1,152,682

※1 接種者数は令和4年(2022年)7月3日現在のワクチン接種記録システム(VRS)登録値

※2 モデルナワクチンは令和3年(2021年)5月21日から、アストラゼネカワクチンは同年8月2日から接種開始

※3 ファイザーワクチンは令和3年(2021年)12月1日から、モデルナワクチンは同月17日から接種開始

7. 緊急事態宣言発出等に伴う対応

令和3年度(2021 年度)中に2回の「緊急事態宣言」の発出と3回の「まん延防止等重点措置」が実施された。本市は、政府及び東京都の要請等に基づく対応を実施した。

【緊急事態宣言】 令和3年(2021年)4月25日(日)から6月20日(日)まで
令和3年(2021年)7月12日(月)から9月30日(木)まで

【まん延防止等重点措置】 令和3年(2021年)4月12日(月)から4月24日(土)まで
令和3年(2021年)6月21日(月)から7月11日(日)まで
令和4年(2022年)1月21日(金)から3月21日(月)まで

名称	リバウンド防止期間における東京都の対応	
期間	令和3年(2021年)4月1日(木)から4月21日(水)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 対応の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施</p> <p>(1)都民向け</p> <p>➤ 日中も含めた不要不急の外出自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請 <p>(2)事業者向け</p> <p>➤ 営業時間の短縮、催物(イベント等)の開催制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者に対して営業時間の短縮(5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで)を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請 ・イベント主催者等に対して規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)に沿ったイベントの開催等を要請 	<p>1. 公共施設の使用制限</p> <p>(1)条例等で規定している 21 時の時間帯を含む利用区分の施設の貸出を原則行わない。</p> <p>(2)利用区分が 20 時から 22 時までの場合などで、21 時までの施設利用申請があっても、原則として貸出を行わない。</p> <p>(3)利用区分の制限がない施設については、21 時までの利用とする。</p> <p>(4)生活困窮世帯の子どもの学習支援に関わるものについては、受験シーズンであることから利用区分がある施設であっても 21 時までの利用を可とする。</p>

名称	まん延防止等重点措置	
期間	令和3年(2021年)4月12日(月)から5月11日(火)まで ※令和3年(2021年)4月25日(日)から緊急事態宣言	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 区域 23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市</p> <p>2. 措置等の概要 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施</p> <p>(1)都民向け【都内全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと ➢ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請 ➢ 都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛 ➢ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ➢ 措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと ➢ 会食において会話をする際のマスク着用の徹底 <p>(2)事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・酒類の提供は11時から19時まで ➢ 催物(イベント等)の開催制限 等 	<p>1. 基本的な考え 原則、東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に準じた対策を講じる。</p> <p>2. 公共施設の使用制限 (1)施設の貸出は、原則20時までとする。</p> <p>(2)利用区分(使用区分)により貸出を行う施設については、利用時間短縮による利用料(使用料)の減額はおこなわない。</p> <p>3. イベントの開催制限 【大声なし】 5,000人まで可(収容定員5,000人以下の施設の場合、収容定員まで可)</p> <p>【大声あり】 収容定員の半分まで可(収容定員10,000人超の施設の場合、5,000人まで可) ※上記要件を満たしている場合でも、緊急性及び安全性等の観点から延期、中止等の場合あり。</p>

名称	東京都における緊急事態措置等	
期間	令和3年(2021年)4月25日(日)から6月20日(日)まで 当初:4月25日(日)から5月11日(火)まで 延長:5月12日(水)から5月31日(月)まで 再延長:6月1日(火)から6月20日(日)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 措置等の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施</p> <p>(1)都民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請 <p>特に、以下のことについて徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 20時以降の不要不急の外出自粛 ➢ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ➢ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること ➢ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること ➢ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛 <p>(2)事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設の使用停止の要請(休業の要請) 1,000㎡超の施設:休業を要請 1,000㎡以下の施設:休業の協力依頼 ※生活必需物資を除く <p>【6月1日～】</p> <p>1,000㎡超の施設: (平日)5時から20時までの営業時間短縮及び入場整理等の実施を要請 (土日)休業を要請</p>	<p>1. 基本的な考え</p> <p>(1)政府の「緊急事態宣言」及び東京都の「緊急事態措置等」に示される要請に速やかに対応する。</p> <p>(2)東京都の「緊急事態措置等」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。</p> <p>2. 公共施設の使用制限</p> <p>一部施設(学校、保育所等、図書館、産業振興施設等)を除き休館</p> <p>【5月12日～】</p> <p>東京都が5月12日以降、都立施設のうち、劇場・ホール、屋外運動施設、都立公園駐車場の使用を再開するため、東京都に準じた対応を行う。</p> <p>(1)再開(一部再開)する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J:COMホール八王子、いちようホール、南大沢文化会館(原則、休館とするがホールのみ条件付きで利用可とする場合有り) ・屋外運動施設(使用時間を20時までとし再開) ・公園駐車場、滝山観光駐車場 <p>【6月1日～】</p> <p>映画館、美術館、屋内運動施設等の施設について、東京都が休業要請から営業時間の短縮要請等に緩和したことに伴い、休館していた施設を一部使用制限又は通常どおりの開館とする。</p> <p>3. イベント開催制限</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している状況を踏まえ、緊急事態宣言期間中に市が主催するイベントは原則、オンライン開催への切り替え、中止または延期とする。</p>

<p>1,000 m²以下の施設： (全日)5時から 20 時までの営業時間短縮及び入 場整理等の実施の協力依頼</p> <p>酒類又はカラオケ設備を提供する施設：休業を 要請</p> <p>➤ 施設の使用制限の要請(営業時間短縮の要請) 酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しな い施設：20 時までの営業時間短縮を要請</p> <p>➤ 催物(イベント等)の開催制限 規模要件(人数上限・収容率等)に沿った開催を 要請 5時から 21 時までの営業時間短縮を要請(イベ ント開催時以外は、5時から 20 時まで)</p> <p>➤ 職場への出勤等(6月1日～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場への出勤について、テレワークの活用や休 暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減 を目指すことを要請 ・事業の継続に必要な場合を除き、従業員の 20 時までの早期終業・帰宅を要請 	<p>やむを得ず、実施する場合は、次の対策を講じ ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、マスクの常時着用を徹底する。 ・入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有 症状者の参加は断ることを開催前に周知して おく) ・大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民 には、個別に注意を行う。(スポーツイベントな どでは鳴り物を禁止) ・施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可 能性のある場所等)は、こまめな消毒を行う。 ・こまめな換気を行う。 ・密集を回避する。(定員の1/2、人と人の間隔 (2m)を確保するなど) ・参加者の連絡先を把握する。
--	--

名称	まん延防止等重点措置	
期間	令和3年(2021年)6月21日(月)から7月11日(日)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 区域 23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町</p> <p>2. 措置等の概要 新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請を実施</p> <p>(1)都民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請 ➤ 不要不急の都道府県間の移動の自粛 ➤ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ➤ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること ➤ 飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内で、90分以内とすること ➤ 措置区域において、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと ➤ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛 <p>(2)事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の使用制限の要請(営業時間短縮の要請) <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店及び飲食に関連する施設への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間の短縮を要請 ・酒類の持込を認めないことを要請 <p>ただし、国の定める「基本4項目」を遵守している店舗について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店:2人以内 ②酒類提供の時間:11時から19時まで ③利用者の滞在時間:90分以内 <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ設備の利用自粛を要請 	<p>1. 基本的な考え</p> <p>(1)政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に示される要請に速やかに対応する。</p> <p>(2)東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。</p> <p>2. 公共施設の使用制限</p> <p>日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を原則としたうえで、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」及び「各省庁等からの通知」等に準じた使用制限を実施する。</p> <p>3. イベントの開催制限</p> <p>市が主催するイベントの開催に当たっては、次に示す必要な感染防止策を行う。</p> <p>(1)人数上限:5,000人を上限</p> <p>(2)収容率</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大声での歓声や声援等があるもの:50% ② 大声での歓声や声援等がないもの:100% <p>(3)開催時間:5時から21時までの間</p> <p>(4)対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原則、マスクの常時着用を徹底する。 ② 入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有症状者の参加は断ることを開催前に周知しておく) ③ 大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民には、個別に注意を行う。(スポーツイベントなどでは鳴り物を禁止) ④ 施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)は、こまめな消毒を行

<ul style="list-style-type: none"> ● イベント関連施設等への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・規模要件等に沿った施設の使用を要請 ・営業時間短縮を要請 <ul style="list-style-type: none"> イベント開催の場合 <ul style="list-style-type: none"> 5時から 21 時までの営業時間短縮を要請 イベント開催以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1,000 m²超の施設:5時から 20 時までの営業時間短縮を要請 1,000 m²以下の施設:5時から 20 時までの営業時間短縮の協力を依頼 映画館 <ul style="list-style-type: none"> 1,000 m²超の施設:5時から 21 時までの営業時間短縮を要請 1,000 m²以下の施設:5時から 21 時までの営業時間短縮の協力を依頼 ➤ 催物(イベント等)の開催制限 <ul style="list-style-type: none"> イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率)に沿ったイベントの開催を要請 ➤ 職場への出勤等 <ul style="list-style-type: none"> ・職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと ・事業の継続に必要な場合を除き、従業員の 20 時までの早期終業・帰宅 	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ こまめな換気を行う。 ⑥ 密集を回避する。(定員の1/2、人と人の間隔(2m)を確保するなど) ⑦ 参加者の連絡先を把握する。
---	---

名称	東京都における緊急事態措置等	
期間	令和3年(2021年)7月12日(月)から9月30日(木)まで 当初:7月12日(月)から8月22日(日)まで 延長:7月12日(月)から8月31日(火)まで 再延長:7月12日(月)から9月12日(日)まで 再延長:7月12日(月)から9月30日(木)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 措置等の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施</p> <p>(1)都民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請 特に、以下のことについて徹底することを要請 ▶ デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること(8月17日～) ▶ 20時以降の不要不急の外出を自粛すること ▶ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動ともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること(7月30日～) ▶ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること ▶ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること ▶ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること <p>(2)事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の使用停止の要請(休業の要請) 飲食店及び飲食に関連する施設へ休業を要請(酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除 	<p>1. 基本的な考え</p> <p>(1)政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び東京都の「東京都における緊急事態措置等」に示される要請に速やかに対応する。</p> <p>(2)東京都の「東京都における緊急事態措置等」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。</p> <p>2. 公共施設の使用制限</p> <p>東京都の要請に基づき、施設の使用制限を行う。</p> <p>【主な要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業時間短縮(5時～20時、イベント開催の場合は21時) ▶ 酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 <p>3. イベントの開催制限</p> <p>東京都の要請に基づき、市が主催するイベントの開催にあたっては、開催制限を行う。</p> <p>(1)人数制限</p> <p>施設の収容定員10,000人以下 ⇒定員の半分 10,000人超 ⇒5,000人まで</p> <p>(2)開催時間</p> <p>5時から21時まで</p> <p>(3)対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原則、マスクの常時着用を徹底する。 ② 入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有症状者の参加は断ることを開催前に周知しておく)

<p>く)</p> <p>➤ 施設の使用制限の要請(営業時間短縮の要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店及び飲食に関連する施設への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない施設に5時から 20 時までの営業時間短縮を要請 ● イベント関連施設等への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・規模要件等に沿った施設の使用を要請 ・営業時間短縮を要請 <ul style="list-style-type: none"> イベント開催の場合 <ul style="list-style-type: none"> 5時から 21 時までの営業時間短縮を要請 イベント開催以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1,000 m³超の施設:5時から 20 時までの営業時間短縮を要請 1,000 m³以下の施設:5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼 <p>映画館</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000 m³超の施設:5時から 21 時までの営業時間短縮を要請 1,000 m³以下の施設:5時から 21 時までの営業時間短縮の協力を依頼 <p>➤ 催物(イベント等)の開催制限</p> <p>イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率)に沿ったイベントの開催を要請</p> <p>➤ 職場への出勤等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請 ・事業の継続に必要な場合を除き、従業員の 20 時までの早期終業・帰宅について、協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民には、個別に注意を行う。(スポーツイベントなどでは鳴り物を禁止) ④ 施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)は、こまめな消毒を行う。 ⑤ こまめな換気を行う。 ⑥ 密集を回避する。(定員の1/2、人と人の間隔(2m)を確保するなど) ⑦ 参加者の連絡先を把握する。
--	---

名称	東京都におけるリバウンド防止措置	
期間	令和3年(2021年)10月1日(金)から10月24日(日)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 措置等の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請等を実施</p> <p>(1)都民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 ▶ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請 ▶ 21時以降、飲食店等に入入りしないことを要請 ▶ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 <p>(2)事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の使用制限の要請(営業時間短縮の要請) <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店及び飲食に関連する施設への要請 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・5時から21時までの営業時間短縮を要請 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請 ・11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする ✓ 上記点検済証の交付を受付けていない又は掲示していない店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・酒類提供・持込の自粛を要請 ✓ 飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請 ✓ 飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を 	<p>1. 基本的な考え</p> <p>(1)政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び東京都の「東京都におけるリバウンド防止措置」に示される要請に速やかに対応する。</p> <p>(2)東京都の「東京都におけるリバウンド防止措置」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。</p> <p>2. 公共施設の使用制限</p> <p>(1)5時から21時までの営業時間短縮</p> <p>(2)施設での飲酒につながる酒類提供の自粛</p> <p>(3)利用者による施設内への酒類の持込禁止</p> <p>(4)カラオケ設備の提供を行う場合、密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底</p> <p>3. イベント開催制限</p> <p>市が主催するイベントの開催に当たっては、次に示す必要な感染防止策を行う。</p> <p>(1)人数上限・収容率</p> <p>大声なし:施設の収容定員5,000人以下 ⇒収容定員まで可</p> <p>5,000人超から10,000人以下 ⇒5,000人まで可</p> <p>10,000人超から20,000人以下 ⇒収容定員の半分まで可</p> <p>20,000人超 ⇒10,000人まで可</p> <p>大声あり:施設の収容定員20,000人以下 ⇒収容定員の半分まで可</p> <p>20,000人超 ⇒10,000人まで可</p> <p>(2)開催時間</p> <p>5時から21時までの間</p>

<p>要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● イベント関連施設等への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・規模要件等に沿った施設の使用を要請 ・5時から 21 時までの営業時間短縮の協力依頼 ▶ 催物(イベント等)の開催制限 <ul style="list-style-type: none"> イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請 ▶ 職場への出勤等 <ul style="list-style-type: none"> ・職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請 ・事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅について、協力を依頼 	<p>(3)対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則、マスクの常時着用を徹底する。 ② 入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有症状者の参加は断ることを開催前に周知しておく) ③ 大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民には、個別に注意を行う。(スポーツイベントなどでは鳴り物を禁止) ④ 施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)は、こまめな消毒を行う。 ⑤ こまめな換気を行う。 ⑥ 密集を回避する。 ⑦ 参加者の連絡先を把握する。
--	---

名称	基本的対策徹底期間における対応	
期間	令和3年(2021年)10月25日(月)から令和4年(2022年)1月20日(木)まで 当初:10月25日(月)から11月30日(火)まで 延長:12月1日(水)から都が「レベル1」の状況にある間	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 対応の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応</p> <p>(1)都民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ▶ 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼 ▶ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 ▶ 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼(12月1日～) ▶ 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼 ▶ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼 <p>(2)事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について、協力を依頼 ● 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する(12月1日～8人以内)。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYO ワクソンアプリ」又は他の接種証明書等を活用することを推奨(12月1日～9人以上の場合) 	<p>1. 基本的な考え</p> <p>(1)東京都の「基本的対策徹底期間における対応」に示される要請に速やかに対応する。</p> <p>(2)東京都の「基本的対策徹底期間における対応」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。</p> <p>2. 公共施設の使用制限</p> <p>(1)一部使用制限がある施設</p> <p>【J:COM ホール八王子、学園都市センター、いちようホール、南大沢文化会館、生涯学習センター(クリエイティブホール)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール:定員の1/2(大声なしは100%可) <p>【戸吹湯ったり館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間 21時まで※設備調整及び要員の勤務体制調整等が整い次第、11月19日(金)から通常営業を予定 <p>【子どもキャンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類の持込禁止 <p>(2)上記以外の施設は通常どおり(制限なし)</p> <p>3. イベントの開催制限</p> <p>市が主催するイベントの開催に当たっては、次に示す必要な感染防止策を行う。</p> <p>(1)人数上限・収容率</p> <p>大声なし:施設の収容定員 5,000 人以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒収容定員まで可 5,000 人超から10,000人以下 ⇒5,000人まで可 10,000人超の場合 ⇒収容定員の半分まで可 <p>(12月1日～)</p> <p>収容定員 5,000 人超の施設について、「大声なし」のイベントで「感染防止安全計画」を策定した場合、収容</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼 ✓ 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼 ・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 ✓ カラオケ設備を提供している店舗 ・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● その他の施設への協力依頼等 <ul style="list-style-type: none"> ・イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ・大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ➤ イベント主催者等に対して、必要な規模要件(人数上限・収容率)に応じた開催を要請 ➤ 職場への出勤等 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの活用や、人との接触を低減するための取組などを実施するよう協力を依頼 	<p>定員まで可。(参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用)</p> <p>大声あり:施設の収容定員によらず、収容定員の半分まで可</p> <p>(2)対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則、マスクの常時着用を徹底する。 ② 入場時に検温と手指消毒を行う。(発熱者、有症状者の参加は断ることを開催前に周知しておく) ③ 大声を出さないことを徹底し、大声を出す市民には、個別に注意を行う。(スポーツイベントなどでは鳴り物を禁止) ④ 施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)は、こまめな消毒を行う。 ⑤ こまめな換気を行う。 ⑥ 密集を回避する。 ⑦ 参加者の連絡先を把握する。
--	---

名称	オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応	
期間	令和4年(2022年)1月11日(火)から令和4年(2022年)1月31日(月)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 対応の概要</p> <p>感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫のみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧</p> <p>直面する感染拡大に備え医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者、行政が一体となって、この危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組により、感染拡大を防止</p> <p>(1) 都民向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ▶ 感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。なお、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう協力を依頼 ・業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼 ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼 ・会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼 ▶ 感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請 <p>(2) 事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している飲食店等に対し、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼 	

	<p>(5人以上とする場合は、TOKYO ワクシヨ等 の活用を強く奨励)</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 業種別ガイドラインの遵守を要請 ▶ イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請	
--	--	--

名称	まん延防止等重点措置	
期間	令和4年(2022年)1月21日(金)から3月21日(月)まで 当初:1月21日(金)から2月13日(日)まで 延長:2月14日(月)から3月6日(日)まで 再延長:3月7日(月)から3月21日(月)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 区域 都内全域</p> <p>2. 措置等の概要 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請を実施</p> <p>(1)都民向け (外出・移動等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること ▶ 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること(ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く) <p>(飲食店等の利用、会食等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと ▶ 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること(ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする) ▶ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること ▶ 感染に不安を感じる者は、検査を受けること <p>(2)事業者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の使用制限(営業時間の短縮等) <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店及び飲食に関連する施設への要請 <ul style="list-style-type: none"> ・「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受 	<p>1. 基本的な考え 東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に示される「要請」に速やかに対応する。※「要請」以外の対応について、今後の感染状況等に応じて行う。</p> <p>2. 公共施設の使用制限</p> <p>(1)一部使用制限がある施設</p> <p>【J:COM ホール八王子、学園都市センター、いちようホール、南大沢文化会館、生涯学習センター(クリエイトホール)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール:定員の1/2(大声なしは100%可) <p>【子どもキャンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖(東京都の類似施設に準ずる対応) <p>(2)上記以外の施設は通常どおり(制限なし)</p> <p>3. イベントの開催制限 市が主催するイベントの開催に当たっては、次に示す必要な感染防止策を行う。</p> <p>(1)収容定員</p> <ul style="list-style-type: none"> 大声なし:収容定員 5,000 人以下 <ul style="list-style-type: none"> ⇒収容定員まで可 5,000 人超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ⇒5,000 人まで可 ※「感染防止安全計画」を策定した 20,000 人以下の施設 <ul style="list-style-type: none"> ⇒収容定員まで可 20,000 人超の施設 <ul style="list-style-type: none"> ⇒20,000 人まで可、さらに「対象者全員検査」制度を活用し、20,000 人を超える人数について陰性の検査結果を確認した場合、収容定員まで可

<p>け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ⇒以下の①又は②のいずれか一方とすること</p> <p>①営業時間:5時から 21 時までの間 酒類の提供・持込:11 時から 20 時までの間</p> <p>②営業時間:5時から 20 時までの間 酒類の提供・持込:行わない</p> <p>同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること</p> <p>認証基準を適切に遵守して営業すること ・上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ⇒営業時間を5時から 20 時までの間、酒類の提供・持込を行わないこと 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること</p> <p>・カラオケ設備を提供している店舗 ⇒利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること</p> <p>● その他の施設への要請</p> <p>・イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること</p> <p>・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること</p> <p>・長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること</p> <p>➤ 催物(イベント等)の開催制限 イベント主催者等は、規模要件に沿ったイベントを開催すること</p> <p>➤ 職場への出勤等</p> <p>・職場での基本的な感染防止策を徹底すること</p> <p>・職場への出勤について、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること(2月 14 日～)</p>	<p>大声あり:収容定員 10,000 人以下 ⇒収容定員の半分まで可 10,000 人超の施設 ⇒5,000 人まで可</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした市施設のキャンセルに伴う対応の変更</p> <p>これまで、「施設の利用制限を伴う措置」が発出された場合に利用料金を還付することとしていたが、今後は、施設の利用制限を伴わなくとも、感染防止のための行動制限の協力依頼等の「東京都の措置」が発出された場合は、還付することとする。</p> <p>5. その他</p> <p>(1)八王子駅南口総合事務所の開所時間の変更</p> <p>①平日の開所時間を短縮し、午前8時 30 分から午後5時までとする。</p> <p>②期間 令和4年2月1日(火)から2月 28 日(月)まで</p> <p>(2)八王子市図書館の開館時間の変更</p> <p>①午前 10 時から午後5時までとする。</p> <p>②期間 令和4年2月1日(火)から2月 28 日(月)まで</p>
--	---

名称	リバウンド警戒期間における取組	
期間	令和4年(2022年)3月22日(火)から4月24日(日)まで	
	東京都の措置	市の対応
	<p>1. 対応の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、以下の要請、協力依頼を実施</p> <p>(1)都民向け (外出・移動等)</p> <p>➢ 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼</p> <p>➢ 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼</p> <p>(会食等)</p> <p>➢ 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼</p> <p>➢ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼</p> <p>(その他)</p> <p>➢ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請</p> <p>➢ 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼</p> <p>➢ 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請</p> <p>(2)事業者向け</p> <p>➢ 業種別ガイドラインの遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店及び飲食に関連する施設 ・「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ⇒同一グループの同一テーブルへの入店案 	<p>1. 基本的な考え</p> <p>(1)東京都の「リバウンド警戒期間における取組」に示される「要請」に速やかに対応する。</p> <p>(2)東京都の「リバウンド警戒期間における取組」において、「要請」ではなく「協力依頼」についても、原則速やかに対応する。</p> <p>2. 公共施設の使用制限</p> <p>(1)一部使用制限がある施設</p> <p>【J:COM ホール八王子、学園都市センター、いちようホール、南大沢文化会館、生涯学習センター(クリエイトホール)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール:定員の1/2(大声無しは100%可) <p>(2)上記以外の施設は通常どおり(制限なし)</p> <p>3. イベントの開催制限</p> <p>市が主催するイベントについては、以下の規模要件に沿って開催する。</p> <p>大声なし:収容定員 5,000 人以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒収容定員まで可 10,000 人以下⇒5,000 人まで可 10,000 人超 ⇒収容定員の半分まで可 <p>※5,000 人超の施設について「感染防止安全計画」を策定した場合、収容定員まで可</p> <p>大声あり:施設の収容定員にかかわらず、収容定員の半分まで可</p>

<p>内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼※陰性証明書等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 <ul style="list-style-type: none"> ⇒同一グループの同一テーブルへの来店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼 酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼 ・カラオケ設備を提供している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ⇒利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 <p>● その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ・長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 <p>▶ 催物(イベント等)の開催制限</p> <p>イベント主催者等は、規模要件に沿ったイベントを開催することを要請</p> <p>▶ その他</p> <p>(職場への出勤等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 <p>(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴(TOKYO ワクシオン等を活用)や陰性の検査結果を確認する取組を推奨 	
--	--

8. 広報・啓発

「広報はちおうじ」に掲載した主な内容

【広報プロモーション課】

発行号	主な内容
4月1日号	○「ポストコロナ時代」の「新たな日常」を構築(令和3年度予算) ○新型コロナウイルス感染症に対応した切れ目のない支援を実施 ○65歳以上の方を対象に新型コロナウイルスワクチン接種を開始
4月15日号	○新型コロナウイルスワクチン接種について
5月1日号	○新型コロナウイルスワクチンはじまる ○医療現場で働く皆さんへ八王子エール便 ○子育て世帯生活支援特別給付金の支給について
6月15日号	○乳児家庭支援金の給付について ○ワクチン接種は順調に進んでいます ～八王子市医師会 鳥羽 正浩副会長インタビュー～ ○64歳以下の方の新型コロナウイルスワクチン接種を開始
7月1日号	○新型コロナウイルスワクチン特集号 ○まん延防止等重点措置（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を）
7月15日号	○新型コロナウイルスワクチン接種 Q&A ○ワクチン接種に関する疑問をチャットボットで解決
8月1日号	○八王子エール便へ医療従事者よりお礼のメールが届きました ○ワクチン接種証明書の発行について ○12～15歳の方への新型コロナウイルスワクチン接種を開始
8月15日号	○緊急事態宣言が発出されています
9月1日号	○感染拡大防止対策の徹底について ○地域医療体制支援拠点を設置
9月15日号	○令和2年度に実施した主な事業について(新型コロナウイルス感染症対策事業) ○災害級の感染拡大にオール八王子で対応 ～災害医療コーディネーターからメッセージ～ ○支援制度の申請期限の延長について
10月1日号	○新型コロナウイルスワクチンの接種状況について ○各種保険料などの減額・免除・猶予制度について
10月15日号	○リバウンド防止措置にご協力ください
11月15日号	○各種支援制度の活用について
12月1日号	○新型コロナウイルスワクチン追加接種について
12月15日号	○子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を支給
1月15日号	○子育て世帯・住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給について
3月1日号	○5～11歳のお子さんへの新型コロナウイルスワクチンの接種について

啓発活動

1	啓発方法	市長メッセージの動画配信	期 間	4月30日～5月31日 12月28日～翌1月10日
	内 容	新型コロナウイルスワクチン接種について 「3密の回避」・「手洗いの励行」・「マスクの着用」のお願い		
	備 考	【配信媒体】 市ホームページ、行政情報モニター、ジェイコム番組		
2	啓発方法	横断幕の掲出	期 間	4月1日～翌3月31日
	内 容	「マスクの着用」・「手洗い」・「三密回避」の徹底を呼びかける横断幕を掲出		
	備 考	【掲出場所】 (1)JR八王子駅北口マルベリーブリッジ (2)JR西八王子駅 (3)南大沢駅前遊歩道 (4)本庁舎2階吹き抜け 10 番スペース		
3	啓発方法	生活安全パトロールによる周知	期 間	4月20日
	内 容	JR八王子駅周辺の町会・商店会及び八王子警察署と連携して実施した生活安全パトロールにあわせ、プラカード等による呼びかけを実施		
	備 考	「マスクの着用」・「手洗い」・「三密回避」の徹底の呼びかけ 緊急事態宣言に伴う不要不急の「外出自粛」のお願いの呼びかけ		
4	啓発方法	安全・安心パトロールカーによる周知	期 間	4月16日～翌3月21日
	内 容	感染再拡大の防止の徹底のメッセージ、 帰省や旅行、会食の際の「三つの密」の回避、基本的な感染防止のメッセージを安全・安心パトロールカーより放送		
	備 考	市内全域にパトロールを実施(毎日)		

5	啓発方法	外国人向け情報誌「Ginkgo」による周知	期 間	5、7、9、11、1、3月号 (2ヵ月に一度発行)
	内 容	日本語と各言語(英語、中国語、韓国語、スペイン語)を併記した情報誌に以下の内容を掲載 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報 臨時特別給付金や市税の減税などのコロナ関連支援情報 など		
	備 考	外国人への情報提供については、市ホームページやフェイスブックも活用し、やさしい日本語、英語、中国語で発信		
6	啓発方法	行政情報モニターによる周知	期 間	市長メッセージ 4月30日～5月31日 12月28日～翌1月31日 八王子エール便 8月2日～翌1月31日
	内 容	新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画の市長メッセージ(2回) 八王子エール便		
	備 考	市役所1階市民ロビーに設置している行政情報モニターによるメッセージ放送		
7	啓発方法	大学生に向けた周知	期 間	8月30日 8月31日 11月2日 2月28日
	内 容	若い世代のワクチン接種促進を掲げる東京都の方針に沿い、ワクチン接種に関する情報を発信		
	備 考	大学生コンソーシアム八王子加盟校の事務連絡者に学園都市文化課からメールで周知を依頼		
8	啓発方法	防災行政無線による市長メッセージの配信	期 間	4月25日～8月20日 (計8回)
	内 容	「緊急事態宣言」発出等		
	備 考	市内全域に正午に放送		

9	啓発方法	高齢者あんしん相談センター等を通じたチラシ等の配布	期 間	6月、3月
	内 容	新型コロナウイルス感染症予防における正しい知識や情報についてのチラシや新型コロナ対策普及啓発マスクの配布		
	備 考	配布先 高齢者あんしん相談センター 1,050 枚 健康づくりサポーター 614 枚 ほか窓口配布 400 枚		
10	啓発方法	市ホームページ・SNSによる周知	期 間	随時
	内 容	最新の情報		
	備 考	市ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッターにて配信		
11	啓発方法	防災・防犯メールによる周知	期 間	随時
	内 容	最新の情報		
	備 考	防災・防犯メールにて配信		

9. イベント等の開催状況

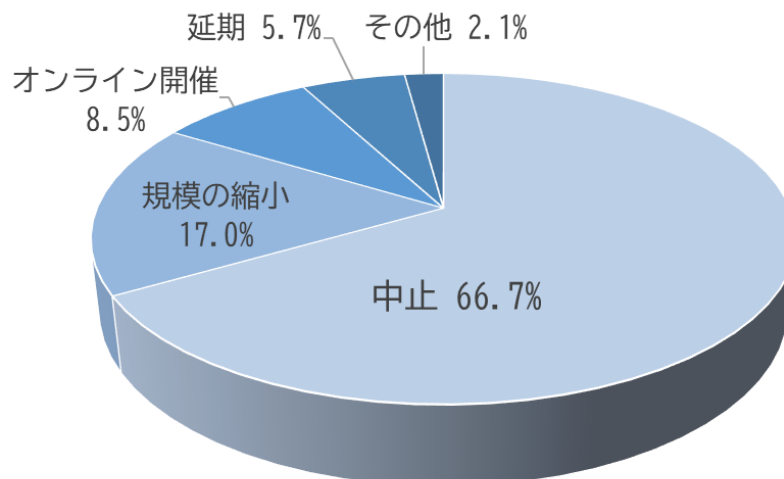
(1)実施状況

中止	延期	縮小	オンライン開催	その他	総数
94	8	24	12	3	141

※イベントは、①多数の市民が参加する祭り、②参加者が50名以上、③毎年恒例のイベント、

④当初予算に計上したもの

※「その他」については、手法を変えて実施したもの



(2)項目別状況

項目	中止	延期	縮小	オンライン開催	その他	計
祭り	3		1			4
イベント	54	7	12	5	1	79
式典		1	2	1		4
大会	9		4			13
講座	21		2	6		29
その他	7		3		2	12
合計	94	8	24	12	3	141

※「八王子いちょう祭り」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、パレード、式典、音楽イベントなどは取りやめ、出店、模擬店などは規模を縮小し、実施。

10. 新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンター受付状況

【広聴課】

(単位:件)

内 容 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
疾患 検査 予防策	663	827	443	929	3,117	815	194	141	215	2,859	4,000	2,073	16,276
ワクチン	1,179	3,767	604	506	353	314	129	86	132	257	290	163	7,780
給付金 (個人)	10	11	10	7	6	15		3	4	6	23	21	116
給付金 (法人)	2	1		2						1			6
貸付	2	4			1				1			2	10
生活支援 相談	5	4	2	2	2	1			1		2	4	23
中小事業者支援 相談	3	2					2					1	8
個人事業主支援 相談	1	2	1	1		1	1	1				1	9
子育て支援 相談	1		2						1				4
外国人支援 相談						1							1
発生状況 公表	54	28	15	27	82	27	27	10	13	51	30	20	384
自粛の周知 啓発	1	5											6
営業 会合等の自粛	13	7		1	2						1		24
衛生用品					1								1
学校	3	2		1						2	3	2	13
保育園 学童	1			1								3	5
市イベント 施設	2	2		1					1				6
意見	25	18	11	12	21	11	8	5	2	13	9	4	139
その他	39	165	28	26	102	134	40	37	29	60	252	249	1,161
計	2,004	4,845	1,116	1,516	3,687	1,319	401	283	399	3,249	4,610	2,543	25,972

11. 寄附の状況

1. 寄附状況

寄 附		
総 数 13	団 体	13
	個 人	

※ふるさと納税の個人は除く

2. 内訳

		寄附数	団 体	個 人
現 金		19,859,263 円		
	団 体	1,391,263 円	7	
	個 人 (ふるさと納税)	18,468,000 円		501
消毒剤補充式自動 ディスペンサー(卓上式)		10 台	1	
除菌スタンド		10 台	1	
アルコールハンドジェル		2,400 本	1	
ハンドソープ		6,048 本	1	
アルコールウェット ティッシュ		6,480 個	1	
マスク		8,000 枚	1	
キノシールド施工		2カ所 343.12 m ²	1	
和菓子		22,000 個	1	
合 計		—	15	501

※内訳ごとのため、同一団体もそれぞれカウント

12. 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

【防災課】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策本部(法定)

国による新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発出を受け、新型インフルエンザ等特別措置法第34条に基づく「新型コロナウイルス対策本部」を設置。

構成

本部長：市長

副本部長：両副市長、教育長

構成員：八王子消防署長、八王子警察署警備課長、八王子市医師会長、八王子市社会福祉協議会会長、市部長

新型コロナウイルス感染症対策本部会議		
第14回	日時	令和3年(2021年)4月26日(月) 午後1時00分～1時30分
	内容	案件 (1)緊急事態宣言発出に伴う対応について (2)緊急事態宣言発出に伴う職員の勤務について (3)緊急事態宣言発出に伴う教育活動について (4)新型コロナウイルス感染症拡大の現状について (5)八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チームの取組状況について (6)新型コロナウイルスワクチン接種について (7)「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトの東京都との合同実施について (8)その他
第15回	日時	令和3年(2021年)5月29日(土) 書面開催
	内容	案件 (1)緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について
第16回	日時	令和3年(2021年)6月18日(金) 午後1時00分～1時30分
	内容	案件 (1)風水害時におけるワクチン接種の対応について (2)新型コロナウイルス感染症拡大の現状について (3)八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チームの取組状況について (4)新型コロナウイルスワクチン接種について (5)八王子市新型コロナウイルスワクチン接種促進プラン (6)その他

第 17 回	日時	令和3年(2021年)6月19日(土) 書面開催
	内容	案件 (1)緊急事態宣言解除に伴う対応について
第 18 回	日時	令和3年(2021年)7月9日(金) 午後1時00分~1時25分
	内容	案件 (1)緊急事態宣言発出に伴う対応について (2)新型コロナウイルス感染症拡大の現状について (3)新型コロナウイルスワクチン接種について (4)その他
第 19 回	日時	令和3年(2021年)7月31日(土) 書面開催
	内容	案件 (1)緊急事態宣言期間延長に伴う対応について
第 20 回	日時	令和3年(2021年)8月18日(水) 書面開催
	内容	案件 (1)緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について (2)新型コロナウイルス感染症の感染者状況とワクチン接種の状況について (3)八王子市新型コロナウイルス感染症 地域医療体制支援拠点の設置について (4)新型コロナウイルス感染者等(自宅療養者)の避難対応について
第 21 回	日時	令和3年(2021年)9月10日(金) 書面開催
	内容	案件 (1)緊急事態宣言期間再延長に伴う対応について (2)新型コロナウイルス感染症ワクチン接種及び感染者対応の現況について
第 22 回	日時	令和3年(2021年)9月28日(火) 書面開催
	内容	案件 (1)緊急事態宣言解除に伴う対応について
第 23 回	日時	令和3年(2021年)10月22日(金) 書面開催
	内容	案件 (1)「基本的対策徹底期間における対応」に伴う対応について (2)新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とした市施設のキャンセルに伴う対応について

第 24 回	日時	令和3年(2021年)11月29日(月) 書面開催
	内容	案件 (1)「基本的対策徹底期間における対応」に伴う対応について
第 25 回	日時	令和3年(2021年)12月23日(木) 午後1時00分～1時30分
	内容	案件 (1)新型コロナウイルス感染症の感染者状況とワクチン接種の状況について (2)新型コロナウイルスワクチン接種(追加・小児)への取り組みについて (3)新型コロナウイルスに関する年末年始の臨時対応について (4)新型コロナウイルスに関する年末年始の緊急連絡体制について (5)新型コロナウイルス感染症に関する市公共施設への広告宣伝物の掲示等について
第 26 回	日時	令和4年(2022年)1月20日(木) 書面開催
	内容	案件 (1)「まん延防止等重点措置」の適用による対応について (2)地域における社会機能維持のための市職員に係る対応について (3)新型コロナウイルス感染症拡大の現状等について (4)八王子市新型コロナウイルス感染症 地域医療体制支援拠点の再設置について (5)その他
第 27 回	日時	令和4年(2022年)2月10日(木) 書面開催
	内容	案件 (1)「まん延防止等重点措置」期間延長による対応について (2)新型コロナウイルス感染症拡大の現状等について (3)新型コロナウイルス感染症ワクチン接種(追加・小児)促進の取り組みについて
第 28 回	日時	令和4年(2022年)3月4日(金) 書面開催
	内容	案件 (1)「まん延防止等重点措置」期間再延長による対応について
第 29 回	日時	令和4年(2022年)3月18日(金) 書面開催
	内容	案件 (1)「リバウンド警戒期間における取組」に伴う対応について

令和3年度(2021年度)新型コロナウイルス感染症に関する取組

令和4年(2022年)8月



発行:八王子市

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

編集:総合経営部新型コロナウイルス感染症対策担当

電話:(042)620-7491(直通)

fax:(042)627-5939

eメール: b410910@city.hachioji.tokyo.jp
